第３章　「発達障害のある若者の就労支援施設利用状況に関する調査」の結果

……関係機関対象調査の回答結果報告……

はじめに　……　調査の概要　……

障害者職業総合センターにおけるこれまでの研究からは、「発達障害があることでなかなか就職できない」若者や「職業リハビリテーションの支援を選択しない」若者への対応が必要とされているが、関係機関の連携を含め、支援体制が十分整備されているとは言い難い状況があるのではないか、さらには、こうした状況を背景として、支援内容においても支援に要する期間においても課題が大きい状況があるのではないか、といった問題を解明する必要性が指摘されている（障害者職業総合センター，2006；2008a；2008b）。発達障害者が自らの障害を「職業上の障害」として認識し、職業リハビリテーション・サービスの利用などを通じて効果的な就職活動を進めるうえでは、支援機関の利用状況と課題を把握しておくことが重要となる。

「発達障害のある若者の就労支援施設利用状況調査」は、こうした問題意識を背景とし、就労支援の課題を明らかにすることを目的として企画・実施された。この調査は、発達障害者支援法が施行されて3年が経過した現在、関係機関の連携の課題を明らかにするうえで、また、今後の就労支援のあり方を検討するうえでの基礎資料となるものと位置づけられる。

調査対象は、発達障害者支援センター、障害者就業･生活支援センター、障害者雇用支援センター[注]（平成20年に廃止が決定され、移管が開始されたが、前年までの役割に注目して調査への協力を依頼したものである：調査票は巻末資料３参照）。

調査実施時期は、平成20年5月～7月（平成20年3月現在の状況について回答を求めた）。

郵送調査により調査票の送付・回収を行った。

発送総数212（発達障害者支援センター62、障害者就業・生活支援センター134、障害者雇用支援センター11）に対し、回収総数は102（回収率48.1％）であった。機関別回収数（回収率）は、発達障害者支援センター31（47.8％）、障害者就業･生活支援センター62（45.5％）、障害者雇用支援センター9（81.8％）であった。

調査内容は、以下の通りである。

注：障害者雇用支援センターは、障害者自立支援法の施行に伴い、目的・機能が類似している就労移行支援事業が創設されたことから、地域の実情を踏まえつつ、就労移行支援事業に移行し、これまで先駆的に蓄積してきた訓練ノウハウや地域において果たしてきた機能を継承することが適当であるとされた。（障害者の雇用の促進等に関する法律第二章第四節の廃止）。

1．対象機関の概要：施設の設置運営・設立／発達障害の診断に関する体制

2．対象機関を利用する対象者の概要：年齢層別にみた利用者数

年齢層別にみた発達障害のある来所者の数

（障害名別・診断の有無／開示の意思別）

3．就労支援対象者の概要：利用開始時点の状況（在学・職業経歴の有無等）

調査時点の状況（就労支援の状況）

来所時のニーズと就労への移行の課題

4．就職者の概要：就職状況・就職先・効果的な支援

5．対象者が支援機関を利用する経路と利用状況

調査内容に即して、第３章は、第１節「調査対象機関の概要」、第２節「対象者の概要」、第３節「就労支援対象者の概要」、第４節「就職者の概要」、第５節「支援機関の利用経路と利用状況」、第６節「調査結果のまとめ」で構成されている。

第１節　調査対象機関の概要

１．調査対象機関の設置・運営について

調査対象機関の設置・運営について、発達障害者支援センターでは都道府県立が63％、市区町村立が19％であり、両者で８割を越える。ただし、法人による運営が４割を占めていた。これに対し、障害者就業・生活支援センターも障害者雇用支援センターも法人立が７割前後であり、法人による運営が８割前後を占めていた。また、発達障害者支援センターも障害者就業・生活支援センターも併設運営が多数を占めるのに対し、障害者雇用支援センターは単立運営が多数を占めていた（表3-1-1～3-1-3）。

また、７割の発達障害者支援センターが発達障害者支援法施行（平成17年）後の設立であった（図3-1-1）。

表3-1-1　調査対象機関の設置主体

	都道府県立	市区町村立	法人立	その他	無回答	合計
発達障害者支援センター (N = 32)	20	6	4	0	2	32
	62.5	18.8	12.5	0.0	6.3	100.0
就業・生活支援センター (N = 61)	7	1	40	2	11	61
	11.5	1.6	**65.6**	3.3	18.0	100.0
雇用支援センター (N = 9)	0	0	7	1	1	9
	0.0	0.0	**77.8**	11.1	11.1	100.0

注：上段／施設数　下段／割合（％）

表 3-1-2　調査対象機関の運営主体

	公営	事業団	法人	無回答	合計
発達障害者支援センター (N = 32)	12	4	13	3	32
	37.5	12.5	**40.6**	9.4	100.0
就業・生活支援センター (N = 61)	0	5	54	2	61
	0.0	8.2	**88.5**	3.3	100.0
雇用支援センター (N = 9)	0	1	7	1	9
	0.0	11.1	**77.8**	11.1	100.0

注：上段／施設数　下段／割合（%）

表 3-1-3　調査対象機関の運営形態

	単立	併設	その他	無回答	合計
発達障害者支援センター (N = 32)	7	21	1	3	32
	21.9	**65.6**	3.1	9.4	100.0
就業・生活支援センター (N = 61)	16	31	3	11	61
	26.2	**50.8**	4.9	18.0	100.0
雇用支援センター (N = 9)	6	2	0	1	9
	66.7	22.2	0.0	11.1	100.0

注：上段／施設数　下段／割合（%）

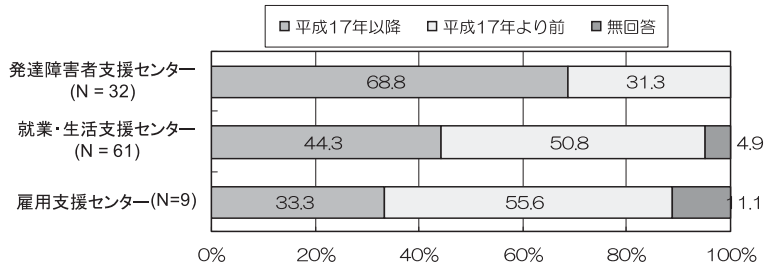

図 3-1-1　調査対象機関の設立時期

２．調査対象機関の支援対象障害と発達障害の診断体制について

図 3-1-2 にそれぞれの機関別に支援対象障害を示す。発達障害者支援センターが発達障害に特化しているのに対し、障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センターは身体障害・知的障害・精神障害、その他の多様な障害を対象としており、発達障害についても対象障害であると回答していた。

発達障害者支援法においては、「国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援が行われるよう、必要な措置を講じるもの」（第３条）とされている。これにより、早期発見・早期診断・早期対応の重要性が指摘されており、とりわけ診断体制の整備並びに関係機関の連携が急務であることは言うまでもない。

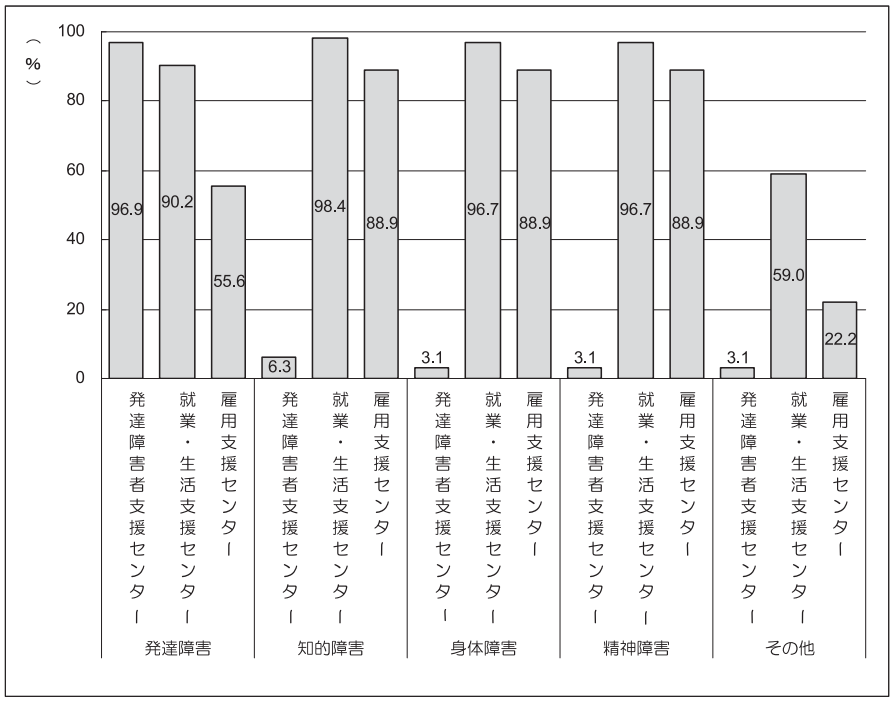

図 3-1-2　調査対象機関が対象としている障害種別（複数回答）

図 3-1-3 に、それぞれの支援機関が診断に際してどのような対応をとっているのかについて示す。「診断のために外部の連携機関を有している」がいずれも最も多く、発達障害者支援センターでは 53%、障害者就業・生活支援センターでは 75%、障害者雇用支援センターでは 56%であった。

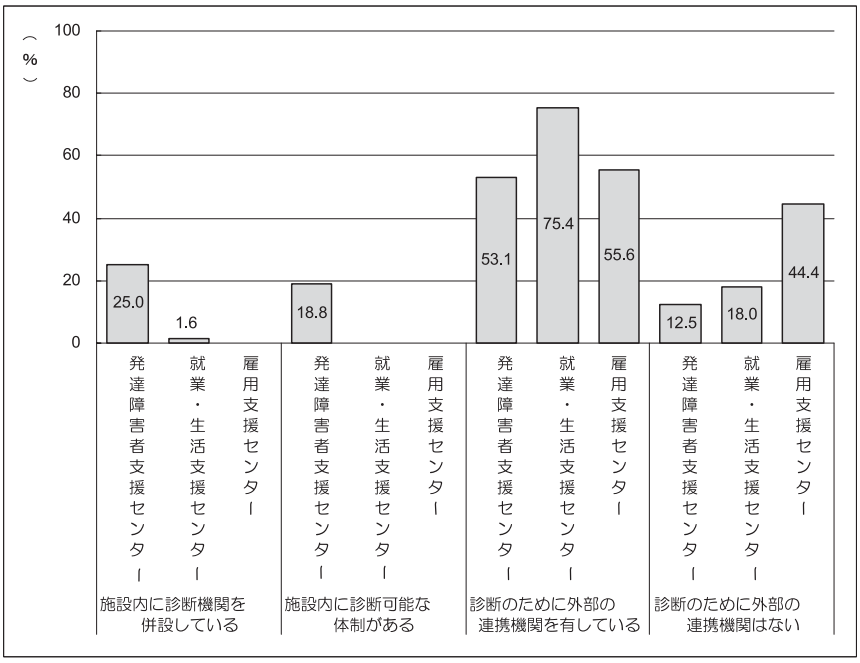

図 3-1-3　調査対象機関における発達障害の診断体制（複数回答）

特徴的であったのは、発達障害者支援センターにおいて、「施設内に診断機関を併設している」が25%、「施設内に診断可能な体制がある」が19%あった点である。しかし、一方で、「診断のために外部の連携機関がない」も発達障害者支援センターにおいて13%あった。なお、「診断のために外部の連携機関がない」について、障害者就業・生活支援センターで18%、障害者雇用支援センターで44%であり、青年期・成人期の支援においては診断機関との連携が十分でない機関もあることが明らかとなった。

第２節　対象者の概要

１．支援機関利用者の概要

図3-2-1に、機関別の利用者の概要を把握する枠組を示す。本調査では、平成19年度（平成19年4月～平成20年3月）において、①　施設を利用した者の総数　並びに①の内で、②　発達障害のある利用者の数について、障害別・年齢別（18歳未満か、18歳以上か）の利用者数を求めた。

① 利用者の総数	18歳未満	人　（内 新規　　人）
（　　）内は新規利用者数	18歳以上	人　（内 新規　　人）

② 発達障害のある来所者の数			ア 診断有り	イ 診断なし 開示･主訴あり	ウ 診断なし 開示･主訴なし 要支援
②の内 広汎性発達障害	知的障害を伴う自閉症・アスペルガー障害	18歳未満	人	人	人
		18歳以上	人	人	人
	高機能の自閉症・アスペルガー障害	18歳未満	人	人	人
		18歳以上	人	人	人
	その他の広汎性発達障害（具体的に　　）	18歳未満	人	人	人
		18歳以上	人	人	人
②の内　学習障害		18歳未満	人	人	人
		18歳以上	人	人	人
②の内　注意欠陥多動性障害		18歳未満	人	人	人
		18歳以上	人	人	人
②の内　その他の発達障害（具体的に　　）		18歳未満	人	人	人
		18歳以上	人	人	人
②の合計		18歳未満	人	人	人
		18歳以上	人	人	人

備考１：発達障害者支援法にいう発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

備考２：本人からの開示もしくは主訴とは、医療機関における診断はないが、学校や相談機関等で発達障害があると言われたことがある、様々な情報から発達障害を疑ったことがあるなどにより、相談場面で本人からの説明があったものを言います。

備考３：ア　発達障害の診断を有する者の数
イ　発達障害の診断はないが、本人からの開示もしくは主訴のあった者の数
ウ　診断も開示も主訴もないが、発達障害として専門的支援が必要と判断した者の数

図3-2-1　利用者の状況を把握する枠組

なお、②については、ア：来所時点で発達障害の診断のあった者の数、イ：発達障害の診断はないが開示もしくは主訴のあった者の数、ウ：診断も開示も主訴もないが発達障害に対する専門的支援が必要と判断した者の数についての内訳である。

ここでいう発達障害とは、発達障害者支援法が定義する者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他の発達障害）をさす。広汎性発達障害については知的障害を伴うか伴わないかについての記載を求めた。また、障害名が重複する場合には、主たる障害に分類された。

表 3-2-1 に利用者の総数を、図 3-2-2 に年齢階層別の利用状況を示す（図 3-1-1 における「①利用者の総数」）。なお、この利用状況は、延べ数ではなく実数で把握されているが、電話相談も含まれている。

発達障害者支援センターでは 72％が 18 歳未満である。これに対し、障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センターの利用者は当然のことながら圧倒的に 18 歳以上が多い。

なお、18 歳未満の新規利用者の構成比率は、発達障害者支援センターで 47％に上る。これに対し、18 歳以上の新規利用者の構成比率は発達障害者支援センターで 36％、障害者就業・生活支援センターで 29％、障害者雇用支援センターで 23％であり、いずれの施設においても継続利用者の方が多い状況であった。

表 3-2-1　調査対象機関の利用者数

		18歳未満	18歳以上	不明
発達障害者支援センター (N = 32)	総数	11863	4729	108
	内　新規	5592	1706	0
就業・生活支援センター (N = 61)	総数	237	10390	0
	内　新規	191	3023	2
雇用支援センター (N = 9)	総数	4	996	0
	内　新規	2	227	0

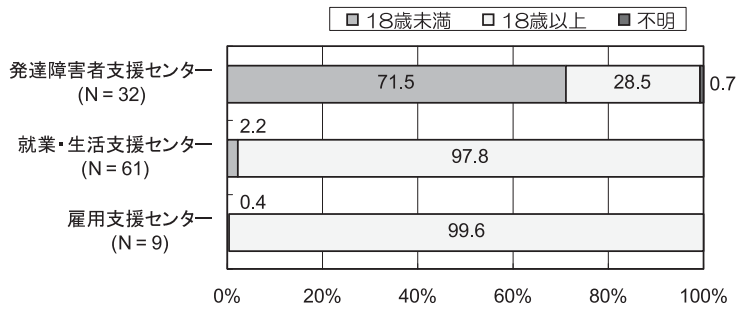

図 3-2-2　年齢層別にみた利用者の状況

表 3-2-2 に、利用者総数（図 3-2-1 の①）に占める発達障害者（図 3-2-1 の「①の内、発達障害のある来所者②の合計欄のア・イ・ウ」）の割合をそれぞれ年齢層別に算出して示した。なお、②では、来所者に限定されているため電話相談は含まれていない。

発達障害のある来所者が利用者全体に占める割合は、18 歳未満の場合、発達障害者支援センター

（N=32）の平均をみると、「ア：診断あり」の利用者は46%、「イ：診断なし／開示・主訴あり」は26%であり、「ウ：診断・開示・主訴なし／要支援」は2%と少ない。ただし、ア･イ･ウに該当する来所者のない施設もあり、これが利用者割合の最頻値となっていた。利用者割合が「0%」となった施設の比率をみると、アで13%、イで38%、ウで88%であり、ここでも診断を有する利用者が多いことがわかる。これに対し、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センターでは、もともと18歳未満の利用者が極めて少ないことから、発達障害者の利用も少ない。

表 3-2-2　発達障害者の利用割合

		ア 診断有り		イ 診断なし（開示･主訴あり）		ウ 診断なし（開示･主訴なし、要支援）	
		18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
発達障害者支援センター (N = 32)	欠損値（利用者総数＝0）	0	1	0	1	0	1
	平均値	**46.4**	**39.5**	**26.3**	**25.4**	**2.0**	**2.9**
	標準偏差	31.30	26.46	27.74	27.94	8.56	12.12
	最頻値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最頻値の割合	12.5	12.9	37.5	32.3	87.5	81.3
障害者就業・生活支援センター (N = 61)	欠損値（利用者総数＝0）	29	3	29	3	29	3
	平均値	**18.6**	**11.7**	**6.3**	**5.8**	**0.4**	**2.3**
	標準偏差	32.44	24.37	20.15	16.60	2.53	7.31
	最頻値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最頻値の割合	31.7	20.0	84.4	46.7	51.7	60.0
障害者雇用支援センター (N = 9)	欠損値（利用者総数＝0）	5	0	5	0	5	0
	平均値	**25.0**	**6.1**	**25.0**	**6.4**	**0.0**	**1.9**
	標準偏差	50.00	7.73	50.00	9.91	0.00	0.00
	最頻値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	最頻値の割合	33.3	33.3	33.3	55.5	44.4	77.8

18歳以上の場合、発達障害のある来所者が利用者全体に占める割合は、発達障害者支援センター（N=32）の平均をみると、「ア：診断あり」の利用者は40%、「イ：診断なし／開示・主訴あり」は25%であり、「ウ：診断・開示・主訴なし／要支援」は3%と少ない。18歳未満と比べると、診断ありの利用者がやや少ない。また、18歳以上の利用者のない施設が1施設あった。ここでも、ア･イ･ウに該当する利用者のない施設もあり、これが利用者割合の最頻値となっていた。利用者割合が「0%」となった施設の比率をみると、アで13%、イで32%、ウで81%であり、ここでも診断を有する利用者が多いことがわかる。

これに対し、障害者就業・生活支援センター（N=61）の平均をみると、「ア：診断あり」の利用者は12%、「イ：診断なし／開示・主訴あり」は6%、「ウ：診断・開示・主訴なし／要支援」は2%といずれも少ない。また、18歳以上の利用者のない施設が3施設あった（18歳未満の利用者がいないという施設は29施設）。ここでも、ア･イ･ウに該当する利用者のない施設もあり、これが利用者割合の最頻値となっていた。利用者割合が「0%」となった施設の比率をみると、アで20%、イで47%、ウで60%であり、診断の有無でいえば診断を有する者の方が多いといえる。

一方、障害者雇用支援センター（N=9）の利用については、障害者就業・生活支援センターと傾向は類似しているが、利用者はさらに少なかった。

２．機関別にみた利用者の概要

利用者の年代も利用者数も機関毎に異なることから、以下では、図 3-2-1 の枠組で集計した利用状況について、機関別に示す。

ここでは、「来所時点で発達障害の診断のあった者」「発達障害の診断はないが開示もしくは主訴のあった者」「診断も開示も主訴もないが発達障害に対する専門的支援が必要と判断した者」の構成に焦点をあてる。なお、障害名が重複する場合には、主たる障害に分類された。

（1）発達障害者支援センター

① 利用者の障害特性の態様

図 3-2-3 に、利用者の概要を示す。

18 歳未満の利用者を障害別にみると、知的障害を伴うかどうかはわからないが自閉症等であるとする者が最も多く、26％を占めた。次いで高機能自閉症・アスペルガー障害等が 22％、知的障害を伴う自閉症が 20％であり、自閉症圏の障害が圧倒的に多かった。学習障害は 1％、注意欠陥多動性障害は 4％と、ともに少なかった。また、その他の発達障害（診断不明を含む）が 22％であった。

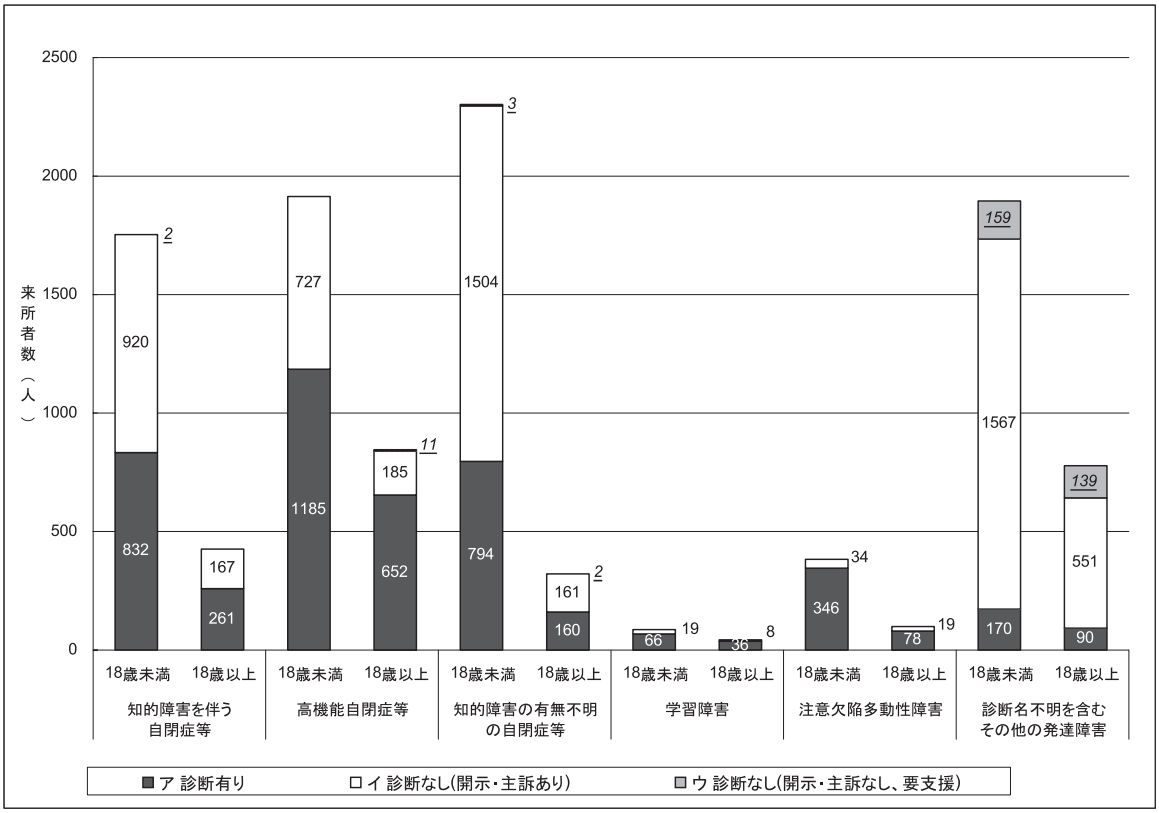

図 3-2-3　発達障害者支援センターの利用者の概要

これに対し、18 歳以上の利用者では高機能自閉症・アスペルガー障害等が最も多く、30％を占めた。次いで、その他の発達障害（診断不明を含む）が 27％。知的障害を伴う自閉症等が 15％、知的障害を伴うかどうかはわからないが自閉症等が 12％であった。学習障害は 2％､注意欠陥多動性障害は 3％と、ともに少なかった。

② 診断・開示の状況別の態様

表 3-2-3 に、障害特性別に診断の有無についての状況を示す。

18 歳未満では、高機能自閉症・アスペルガー障害で、診断を有する者が 62％であり、診断のない者よりも多かった。同様の傾向は、学習障害（診断あり 78％）、注意欠陥多動性障害（診断あり 91％）にもみられたが、これらの障害の場合には、診断を有して利用している者が大半を占めることがわかる。これに対し、知的障害を伴うかどうか不明の自閉症等では、診断はないが開示もしくは主訴のある者が 65% を占めており、診断を有する者よりも多かった。同様の傾向は、知的障害を伴う自閉症等（診断なし 53％）にもみられた。一方、その他の発達障害（診断不明を含む）について、診断はないが開示もしくは主訴のある者が 83％であり、診断もなく、開示も主訴もない者 8％をあわせると 91％を占めた。利用者数総数の 22％を占めるこの群が未診断の層であることが 18 歳未満における注目点としてあげられる。

表 3-2-3 診断の有無からみた発達障害者支援センター利用者の状況

（単位：％）

発達障害者支援センター (N = 32)		ア 診断有り	イ 診断なし(開示・主訴あり)	ウ 診断なし(開示・主訴なし、要支援)
知的障害を伴う自閉症等	18歳未満 (1754)	47.4	52.5	0.1
	18歳以上 (426)	61.0	39.0	0.0
高機能自閉症等	18歳未満 (1912)	62.0	38.0	0.0
	18歳以上 (848)	76.9	21.8	1.3
知的障害の有無不明の自閉症等	18歳未満 (2301)	34.5	65.4	0.1
	18歳以上 (323)	49.5	49.8	0.6
学習障害	18歳未満 (85)	77.6	22.4	0.0
	18歳以上 (44)	81.8	18.2	0.0
注意欠陥多動性障害	18歳未満 (380)	91.1	8.9	0.0
	18歳以上 (97)	80.4	19.6	0.0
診断名不明を含むその他の発達障害	18歳未満 (1896)	9.0	82.6	8.4
	18歳以上 (760)	11.5	70.6	17.8

18 歳以上の利用者でも、高機能自閉症・アスペルガー障害等で、診断を有する者が 77％であり、診断のない者よりも多かった。同様の傾向は、知的障害を伴う自閉症等（診断あり 61％）、学習障害（診断あり 82％）、注意欠陥多動性障害（診断あり 90％）にもみられた。自閉症圏ではないこれらの障害の場合、18 歳未満の利用者と同様、診断を有して利用している者が大半を占めることがわかる。これに対し、知的障害を伴うかどうか不明の自閉症等については、診断の有無がほぼ同率であった。一方、そ

の他の発達障害（診断不明を含む）について、診断はないが開示もしくは主訴のある者が71％であり、診断もなく開示も主訴もない要支援の者18％をあわせると88％を占めた。利用者数総数の27％を占めるこの群が未診断の層であることは、18歳以上においても注目点としてあげられる。

（2）障害者就業・生活支援センター

① 利用者の障害特性の態様

図3-2-4に、利用者の概要を示す。

18歳未満の利用者については、知的障害を伴う自閉症等が最も多く、61％を占めた。次いで高機能自閉症・アスペルガー障害等が19％、知的障害を伴うかどうかはわからないが自閉症等であるとする者が6％であり、自閉症圏の障害が圧倒的に多かった。学習障害は1％、注意欠陥多動性障害は8％と、ともに少なかった。また、その他の発達障害（診断不明を含む）が5％であった。

18歳以上の利用者でも知的障害を伴う自閉症等が最も多く、34％を占めた。次いで、その他の発達障害（診断不明を含む）が28％、高機能自閉症・アスペルガー障害等が21％、知的障害を伴うかどうかはわからないが自閉症等が9％であった。学習障害は3％、注意欠陥多動性障害は5％であり、全体的な構成比率は18歳未満と同様に少なかった。

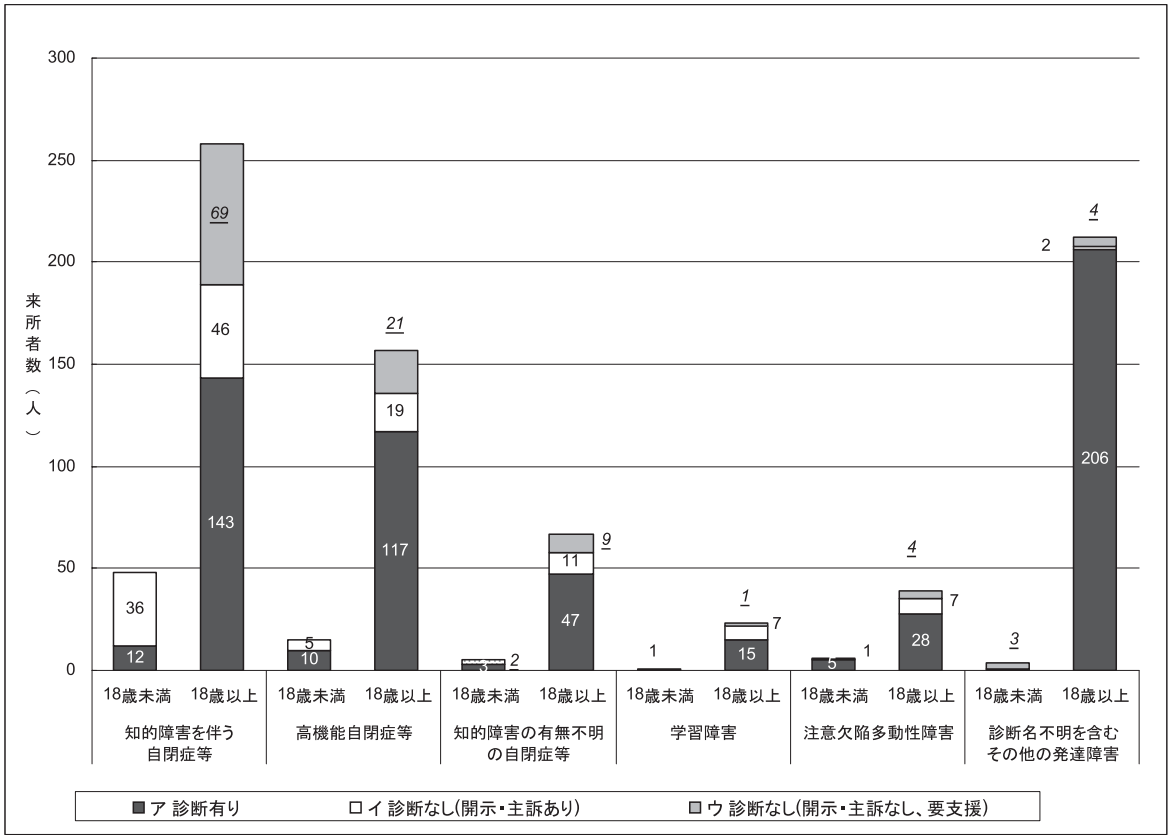

図3-2-4　障害者就業・生活支援センターの利用者の概要

② 診断・開示の状況別の態様

表 3-2-4 に、障害特性別に診断の有無についての状況を示す。

18 歳未満では、高機能自閉症・アスペルガー障害で、診断を有する者が 67％であり、診断のない者よりも多かった。同様の傾向は、知的障害を伴うかどうか不明の自閉症等や学習障害、注意欠陥多動性障害にもみられた。これに対し、知的障害を伴う自閉症等では、診断はないが開示もしくは主訴のある者が 75% を占めており、診断を有する者よりも多かった。利用者数総数の 61％を占める知的障害を伴う自閉症等の群に未診断の者が多いことが 18 歳未満における注目点としてあげられる。

表 3-2-4　診断の有無からみた障害者就業・生活支援センター利用者の状況

（単位：%）

就業・生活支援センター (N = 61)			ア 診断有り	イ 診断なし(開示・主訴あり)	ウ 診断なし(開示・主訴なし、要支援)
知的障害を伴う自閉症等	18歳未満	(48)	25.0	75.0	0.0
	18歳以上	(256)	55.4	17.8	26.7
高機能自閉症等	18歳未満	(15)	66.7	33.3	0.0
	18歳以上	(157)	74.5	12.1	13.4
知的障害の有無不明の自閉症等	18歳未満	(5)	60.0	0.0	40.0
	18歳以上	(67)	70.1	16.4	13.4
学習障害	18歳未満	(1)	100.0	0.0	0.0
	18歳以上	(23)	65.2	30.4	4.3
注意欠陥多動性障害	18歳未満	(6)	83.3	16.7	0.0
	18歳以上	(39)	71.8	17.9	10.3
診断名不明を含むその他の発達障害	18歳未満	(4)	25.0	0.0	75.0
	18歳以上	(212)	97.2	0.9	1.9

18 歳以上の利用者では、その他の発達障害（知的障害）で診断を有する者が 97％であり、診断のない者よりも多かった。同様の傾向は、高機能自閉症・アスペルガー障害等（診断あり 74％）、注意欠陥多動性障害（診断あり 72％）、知的障害を伴うかどうか不明の自閉症等（診断あり 70％）、知的障害を伴う自閉症等（55％）にもみられた。全体的に診断を有して利用している者が多いことがわかる。

その他の発達障害（知的障害）並びに知的障害を伴う自閉症等で利用者数総数の 62％を占めており、これらの群が診断を有して利用している層であることは、18 歳以上の注目点としてあげられる。

（3）障害者雇用支援センター

図 3-2-5 に、利用者の概要を示す。

機関数が限られていることから、全体的にみて発達障害の利用者数は少ないが、18 歳以上の利用者でみると、知的障害を伴う自閉症等が半数を越える。次いで、高機能自閉症・アスペルガー障害等、注意欠陥多動性障害、知的障害を伴うかどうか不明の自閉症等と続いていた。

ただし、診断を有する者と診断のない者（開示もしくは主訴のある者並びに開示も主訴もない要支援

の者）とがほぼ同率であった。その中では、高機能自閉症・アスペルガー障害等では診断を有する者が88％を占めている点が注目点としてあげられる。

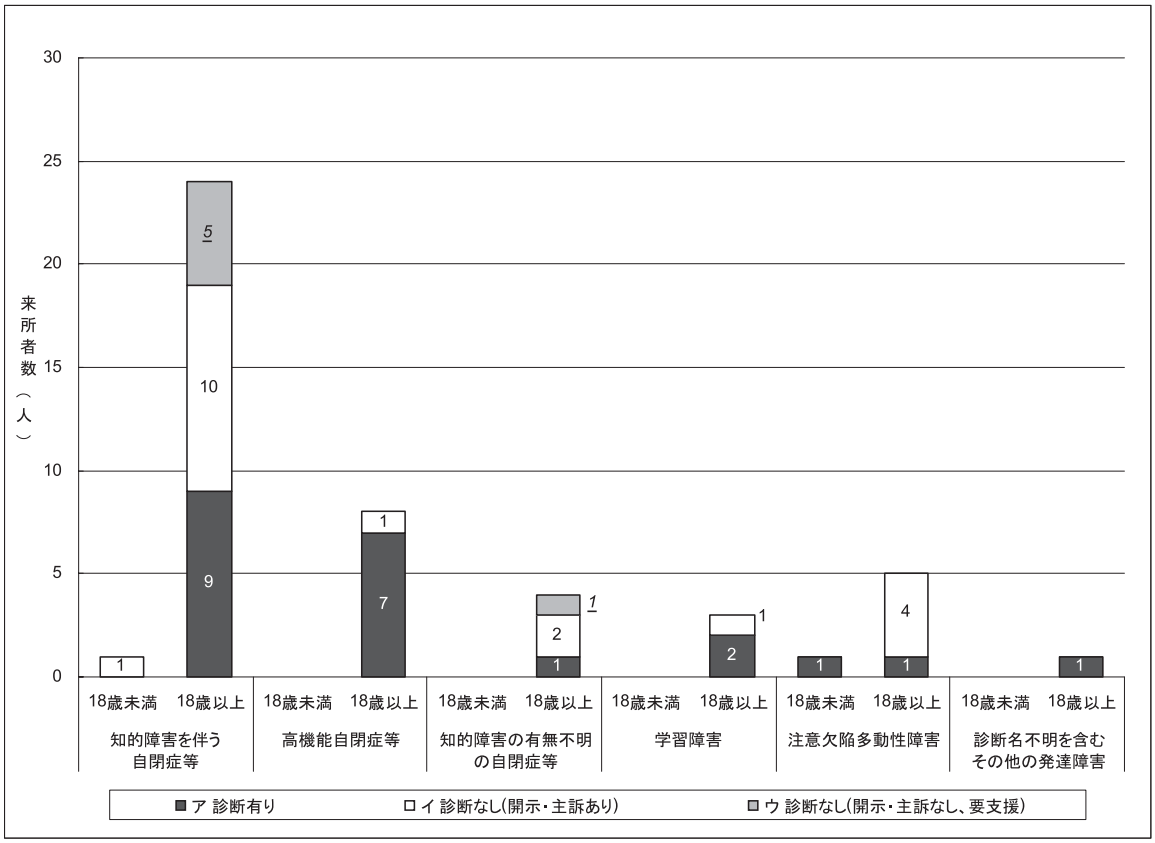

図 3-2-5　障害者雇用支援センターの利用者の概要

３．支援機関利用状況のまとめ

（1）支援機関利用における特徴

発達障害者支援センターは、発達障害者支援法で発達障害者の相談支援の中核センターとして機能することが期待されている機関であり、利用者は発達障害者に特化していた。ただし、自閉症圏の利用者が圧倒的に多数であり、学習障害や注意欠陥多動性障害のある者の利用は極めて少ない状況であった。年代別にみると、18 歳未満の利用者が全利用者の 76％を占めており、青年・成人の利用は相対的に少ない。18 歳未満の利用者では､18 歳以上の利用者と比べて診断を有しない者の割合が高いことから、早期からの専門的支援を求める状況に対応しているとみることができる。これはまた､「その他の発達障害（診断不明を含む)」について、診断はないが開示もしくは主訴のある者並びに診断もなく開示も主

訴もない要支援の者が多い傾向とも対応している。

障害者就業・生活支援センターは、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携のもと、就職を希望する障害者や在職中の障害者を対象に、就職活動や職場定着のための支援等の就業面の支援と、保健・福祉サービスの利用調整や余暇支援等の生活面における支援を、地域において一体的に実施する機関である。したがって、利用者は発達障害に限らず、広い範囲に渡っている。その中で、発達障害においては、自閉症圏の利用者と知的障害者があげられており、学習障害や注意欠陥多動性障害のある者の利用は極めて少ない状況であった。年代別にみると、18 歳以上の利用者が全利用者の 91％を占めており、青年・成人の利用が大多数である。18 歳以上の利用者では診断を有する者が 74％を占めており、機関利用の目的が明確であることと対応しているとみることができる。

また、障害者雇用支援センターは、福祉関係施設において、職場定着困難な障害者等、就職が特に困難な障害者の職業自立を図るために、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う施設として機能してきた。障害者自立支援法の施行に伴い、就労移行支援事業が創設されたことから、就労移行支援事業に移行されることとなったが、もともと、利用者は発達障害に限らず、広い範囲に渡っている。その中で、発達障害においては、知的障害を伴う自閉症圏の利用者の他、高機能自閉症・アスペルガー障害等があげられていた。

（2）来所者の有無別にみた状況

利用者を把握する枠組により、来所者数から利用状況を検討してきたが、ここでは、利用実態のもう一つの指標である「来所者の有無」について検討を加えておくことにする。表 3-2-5 に、「来所者数」を回答した機関がどのくらいあったのかについて、障害種類別・機関別・診断の有無別に示す。

発達障害者支援センターにおいては、診断を有する自閉症圏の障害については概ね7～8割の機関で「来所利用あり」という実態が報告された。未診断の「来所者あり」については、診断を有する者に比べると圧倒的に少なかった。ただし、高機能・アスペルガー障害等並びに知的障害を伴うかどうか不明の者については、診断のない来所者が多く、18 歳以上においてさらに多かった。これに対して、学習障害や注意欠陥多動性障害については来所者数が少ない実態が示されたが、特に学習障害については利用されている機関数も少なく、機関利用に偏りがあることが明らかとなった。さらに、図 3-2-3 からは、「その他の発達障害（診断不明を含む）」で未診断の者（開示もしくは主訴のある者並びに開示も主訴もない要支援の者）が多いことが特徴として示されたが、こうした来所者は全ての発達障害者支援センターに共通した傾向ではない可能性が示唆された。

障害者就業・生活支援センターでは、18 歳以上の年代において診断を有する自閉症圏の障害については概ね 4～5 割の機関で、また、未診断の者については 3 割弱の機関で、来所利用が報告されていた。これに対して、学習障害や注意欠陥多動性障害については来所者数が少ない実態が示されたが、特に学習障害については利用する機関数も少なく、機関利用に偏りがあることが明らかとなった。さらに、図 3-2-4 からは、「その他の発達障害（知的障害）」で診断を有する者が多いことが特徴として示されたが、こうした来所者は全ての障害者就業・生活支援センターに共通した傾向ではない可能性が示唆された。

障害者雇用支援センターでは、機関数が限定されていることから全体的にみて発達障害の利用者数は少ない実態があったが、18 歳以上の利用者でみても、支援機関としての経験が少ない可能性が示唆された。

表 3-2-5　障害別・診断の有無別にみた「来所者あり」の支援機関の割合

（単位：%）

				ア 診断有り	イ 診断なし（開示・主訴あり）	ウ 診断なし（開示・主訴なし 要支援）
知的障害を伴う自閉症等	発達障害者支援センター	（N=32）	18歳未満	84.4	18.8	3.1
			18歳以上	78.1	12.5	
	障害者就業・生活支援センター	（N=61）	18歳未満	11.5	4.9	
			18歳以上	49.2	26.2	26.2
	雇用支援センター	（N=9）	18歳未満		11.1	
			18歳以上	33.3	33.3	22.2
高機能の自閉症等	発達障害者支援センター	（N=32）	18歳未満	78.1	34.4	
			18歳以上	81.3	46.9	6.3
	障害者就業・生活支援センター	（N=61）	18歳未満	8.2	4.9	
			18歳以上	52.5	26.2	16.4
	雇用支援センター	（N=9）	18歳未満			
			18歳以上	22.2	11.1	
知的障害の有無不明の自閉症等	発達障害者支援センター	（N=32）	18歳未満	78.1	31.3	3.1
			18歳以上	68.8	37.5	3.1
	障害者就業・生活支援センター	（N=61）	18歳未満	4.9		1.6
			18歳以上	32.8	8.2	8.2
	雇用支援センター	（N=9）	18歳未満			
			18歳以上	11.1	11.1	
学習障害	発達障害者支援センター	（N=32）	18歳未満	50.0	15.6	
			18歳以上	53.1	9.4	
	障害者就業・生活支援センター	（N=61）	18歳未満	1.6		
			18歳以上	18.0	9.8	1.6
	雇用支援センター	（N=9）	18歳未満			11.1
			18歳以上	11.1	11.1	
注意欠陥多動性障害	発達障害者支援センター	（N=32）	18歳未満	75.0	25.0	
			18歳以上	59.4	21.9	
	障害者就業・生活支援センター	（N=61）	18歳未満	8.2	1.6	
			18歳以上	32.8	9.8	1.6
	雇用支援センター	（N=9）	18歳未満	11.1		
			18歳以上	11.1	22.2	
その他の発達障害（※）	発達障害者支援センター	（N=32）	18歳未満	40.6	25.0	6.3
			18歳以上	31.3	25.0	9.4
	障害者就業・生活支援センター	（N=61）	18歳未満	1.6		3.3
			18歳以上	6.6	1.6	6.6
	雇用支援センター	（N=9）	18歳未満			
			18歳以上	11.1		

(※)：知的障害・診断不明を含む

第３節　就労支援対象者の概要

１．18 歳以上の利用者における就労支援の状況

以下では、平成 19 年度（平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月）に、施設を利用した 18 歳以上の発達障害のある者について、平成 19 年度に「就職もしくは復職をした者」「就労支援中の者」「就労支援以外の支援対象者」にわけて、利用開始時までの就労経験の有無別の対象者数の検討を行う。

（1）発達障害者支援センター

図 3-3-1-1 に、発達障害者支援センターにおける 18 歳以上の利用者に対する支援の概要を、図 3-3-1-2 に該当者があると回答した機関の構成比を、それぞれ就労経験別に示す。

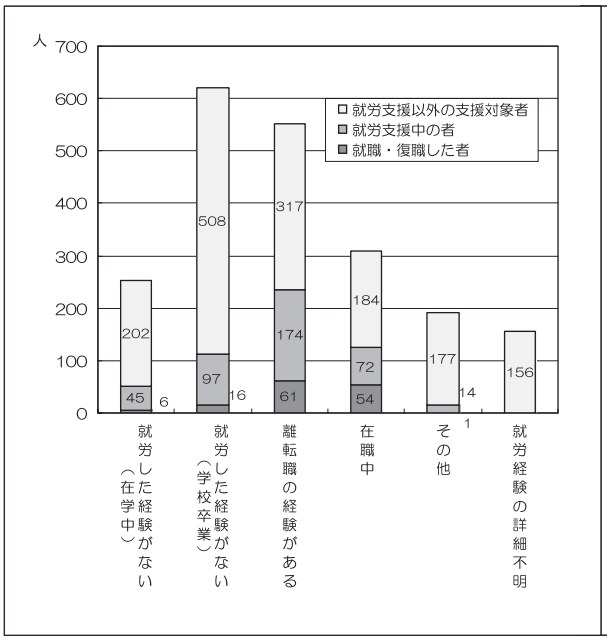

図 3-3-1-1　発達障害者支援センター利用者の概要

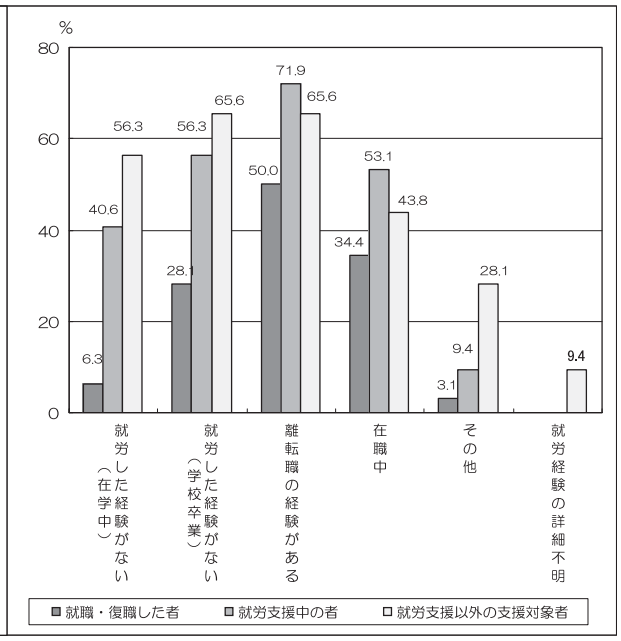

図 3-3-1-2　支援利用者の該当状況

利用者数からは学校卒業後に就労経験のない者が最も多く、全利用者の 23％を示す。次いで、離転職経験を有する者が 20％、在職中の者が 11％であった。在学中の者も 9％あった。「その他」としてあげられたのは、福祉的支援利用者が中心であり、障害者自立支援法関係施設、病院、作業所等の施設を利用していた。

ただし、支援の利用状況では、就労支援以外の支援を利用している者が 80％を占めており、就労支援利用者が 15％で就職もしくは復職した者は 5％であった（図 3-3-1-1）。

該当者があると回答した機関についてみると、離転職経験を有する者に対する就労支援中と回答した

機関が72％で最も多かった。また、離転職経験を有する者で就職したと回答した機関が50％であったことからは、就職支援に至る以前の課題への対応が必要となっている、もしくは、長期に渡る就労支援が必要となっている、などの可能性が示唆される（図3-3-1-2）。

（2）障害者就業・生活支援センター

図3-3-2-1に、障害者就業・生活支援センターにおける18歳以上の利用者に対する支援の概要を、図3-3-2-2に該当者があると回答した機関の構成比を、それぞれ就労経験別に示す。

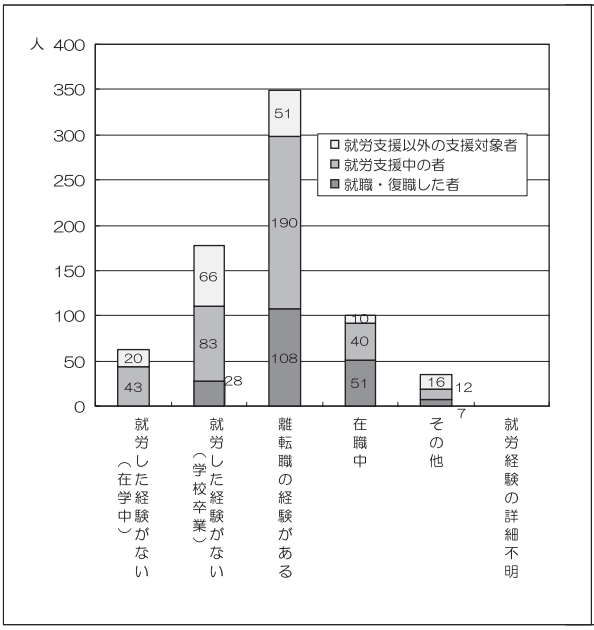

図3-3-2-1　障害者就業・生活支援センター利用者の概要

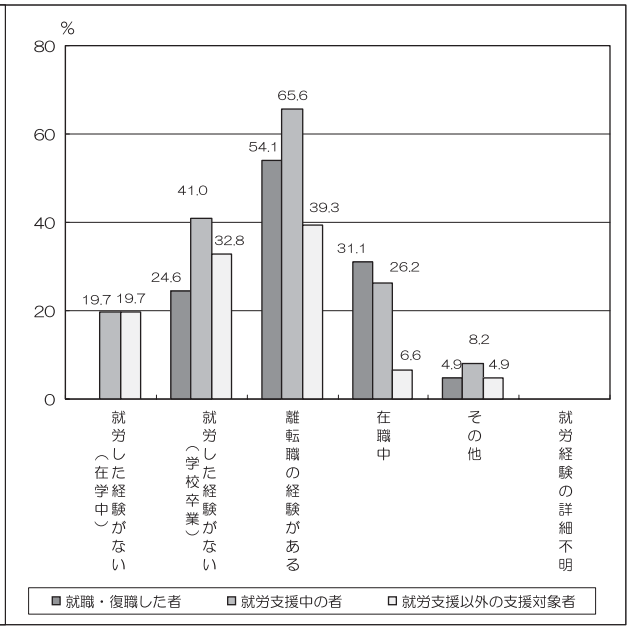

図3-3-2-2　支援利用者の該当状況

利用者数からは離転職経験のある者が最も多く、全利用者の47％を示す。次いで、学校卒業後に就労経験のない者が24％、在職中の者が14％であった。在学中の者も8％あった。「その他」としてあげられたのは、臨時雇用や在学中のアルバイトの他、授産施設利用者、職業訓練中、職親制度利用中など多様であったが、特に課題はない（在職中）という回答もあった。

また、支援の利用状況では、就労支援利用者が49％を占めて最も多く、就労支援以外の支援を利用している者は22％であった。就職もしくは復職した者は29％であった（図3-3-2-1）。

該当者があると回答した機関についてみると、離転職経験を有する者に対する就労支援中と回答した機関が67％で最も多かった。また、離転職経験を有する者で就職したと回答した機関が54％であったことからは、就職支援に至る以前の課題への対応が必要となっている、もしくは、長期に渡る就労支援が必要となっている、などの可能性が示唆される（図3-3-2-2）。

（3）障害者雇用支援センター

図 3-3-3-1 に、障害者雇用支援センターにおける 18 歳以上の利用者に対する支援の概要を、図 3-3-3-2 に該当者があると回答した機関の構成比を、それぞれ就労経験別に示す。

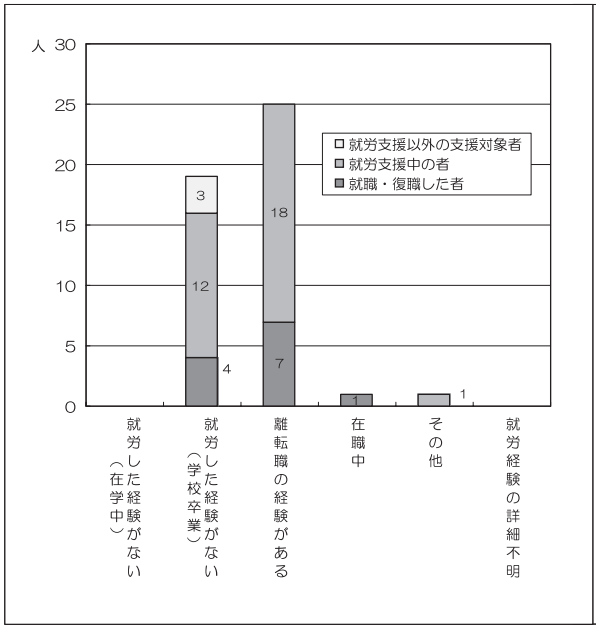

図 3-3-3-1　障害者雇用支援センター利用者の概要

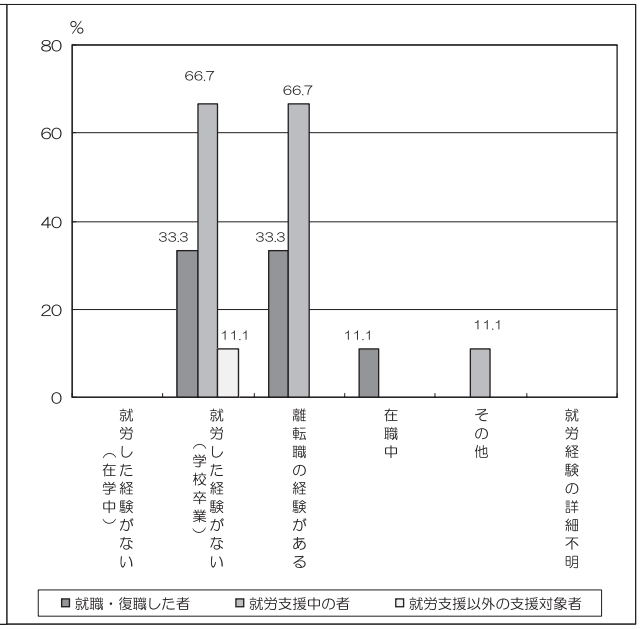

図 3-3-3-2　支援利用者の該当状況

利用者数からは離転職経験のある者が最も多く、全利用者の 54％を示す。次いで、学校卒業後に就労経験のない者が 41％であり、在学中の者はなかった。「その他」としてあげられたのは、作業所の利用であった。

また、支援の利用状況では、就労支援利用者が 67％を占めて最も多く、就労支援以外の支援を利用している者は 6％であった。就職もしくは復職した者は 26％であった（図 3-3-3-1）。

該当者があると回答した機関についてみると、離転職経験を有する者並びに就労経験のない者に対する就労支援中と回答した機関がいずれも 67％で最も多かった。また、就職したと回答した機関が 33％であったことからは、長期に渡る就労支援が必要となっている可能性が示唆される（図 3-3-3-2）。

2．就労支援対象者のニーズについて

就労支援の対象となった発達障害のある利用者の来所時のニーズについて、表 3-3-1 の項目により第 1 順位から第 3 順位まで、多い順に回答の選択を求めた結果を、図 3-3-4 に示す。機関によって利用者のニーズが違うかどうかを検討するために、回答を機関数に対する比率で示した。

表 3-3-1　支援ニーズを把握するための項目

a	就職のための相談など、障害特性を理解するための支援
b	適職を探すための支援
c	就職するために必要な訓練（作業やコミュニケーション等）
d	職場体験や実習、トライアル雇用などの体験的な支援
e	ジョブコーチなど適応・定着のための支援
f	職場など、周囲の理解を深めるための支援
g	障害者手帳取得や知的障害判定など、雇用率制度を利用するための支援
h	その他（具体的に　　）

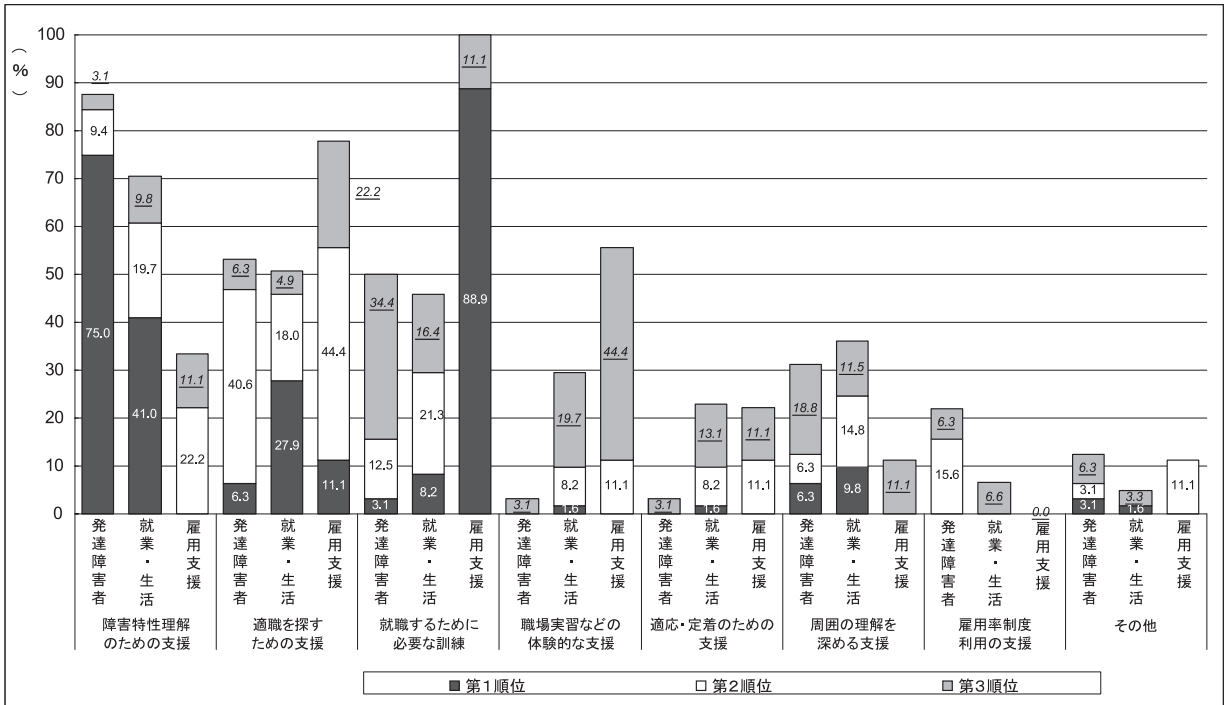

図 3-3-4　支援ニーズの概要

利用者のニーズは、支援機関が期待されている機能に対応するとみることができる。第１順位についてみると、発達障害者支援センターでは、「就職のための相談など、障害特性を理解するための支援」が 75％を占める。これに対し、障害者雇用支援センターでは、「就職するために必要な訓練（作業やコミュニケーション等）」が 89％であった。これらの機関については、第１順位のニーズが１項目に集中しており、第３順位までの選択を含めても圧倒的に回答が集中していた。ただし、第２順位と第３順位で選ばれた項目に着目すると、発達障害者支援センターでは「適職を探すための支援」「就職するために必要な訓練（作業やコミュニケーション等）」なども選択されていた。一方の障害者雇用支援センターで、第２順位と第３順位で選ばれた項目に着目すると、「適職を探すための支援」「職場体験や実習、トライアル雇用などの体験的な支援」などが選択されていた。

これに対し、障害者就業・生活支援センターでは、第１順位について「就職のための相談など、障害

特性を理解するための支援」が41％、「適職を探すための支援」が28％と2項目が選択された。第2順位と第3順位で選ばれた項目に着目すると、「就職するために必要な訓練（作業やコミュニケーション等）」「職場など、周囲の理解を深めるための支援」「ジョブコーチなど適応・定着のための支援」の順に多項目が選択されており、ニーズも多様であることが明らかとなった。

障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センターとは、その位置づけが異なっているが、利用者のニーズにおいても期待されている役割が異なっていることが示唆されたといえる。

3．円滑な就労への移行に関して重視していること

発達障害のある者の円滑な就労への移行に際して、重視していることについて、表3-3-2の項目により第1順位から第3順位まで、多い順に回答の選択を求めた結果を、表3-3-2と図3-3-5に示す。機関によって重視する内容が違うかどうかを検討するために、回答を機関数に対する比率で示した。

表3-3-2　移行に際して重視していること（第1順位～第3順位で選ばれた項目　単位：％）

移行に際して重視していることを把握するための項目	発達障害者支援センター（N = 32）			就業・生活支援センター（N = 61）			雇用支援センター（N = 9）		
	第1順位	第2順位	第3順位	第1順位	第2順位	第3順位	第1順位	第2順位	第3順位
障害を受容していること	46.9	12.5	9.4	35.5	19.4	19.4	22.2	11.1	11.1
就労に対する意欲があること	37.5	28.1	3.1	83.9	29.0	6.5	55.6		22.2
作業遂行の見通しが持てること	3.1	6.3	6.3	3.2	32.3	19.4		11.1	
作業態度の課題改善		3.1			12.9	3.2		22.2	
コミュニケーションの課題改善	3.1	6.3		19.4	6.5	9.7	11.1		11.1
対人態度の課題が改善されること		3.1		12.9	16.1	6.5	11.1	22.2	11.1
職場のルールの理解と行動化の課題改善		3.1		9.7	19.4	32.3	11.1	33.3	44.4
理想と現実のギャップがないこと		6.3	18.8	6.5	16.1	12.9			
求める支援が明確であること		6.3	3.1		3.2	3.2			
障害者対象サービス利用に抵抗が少ないこと	3.1	3.1	18.8	3.2		9.7			
現行の障害者手帳の利用に前向きであること		3.1	6.3			9.7			
二次障害への対処方法が明確であること		3.1	9.4	3.2	3.2	6.5			
関係機関の連携体制が整備されること		6.3	12.5	6.5	12.9	19.4			
生活面支援の見通しがあること		6.3	6.3		9.7	16.1			11.1
その他	3.1		6.3			3.2			

利用者のニーズが機関毎に異なっていたように、機関が重視している項目もまた、異なっていた。第1順位についてみると、発達障害者支援センターでは、「障害の受容」が47％、「就労意欲」が38％と2項目に大別された。これに対し、障害者就業・生活支援センターでは、「就労の意欲」が64％、「障害の受容」が36％と選択される順序は異なっているが、項目においては共通していた。障害者雇用支援センターでも「就労意欲」が56％であった。

第2順位と第3順位で選ばれた項目に着目しても、発達障害者支援センターでは「障害の受容」と「就労意欲」が突出して選択されていた。また、「理想と現実のギャップが大きくないこと」「障害者対象のサービスを利用することに抵抗が少ないこと」など、障害理解と生活設計の支援にも焦点があたっていることがわかるものの、その順位は高くはなかった。これに対し、障害者就業･生活支援センターでは、

「職場のルールの理解と行動化の課題が改善されること」「作業遂行の見通しが持てること」「コミュニケーションの課題が改善されること」「対人態度の課題が改善されること」など、より具体的な職場適応のための多様な課題が選択されており、対象者に即した課題が選択されていることが示唆された。また、障害者雇用支援センターでも「職場のルールの理解と行動化の課題が改善されること」「対人態度の課題が改善されること」の他に「障害の受容」があがっており、障害者就業・生活支援センターと同様に、具体的な職場適応のための多様な課題が選択されていた（図 3-3-5）。

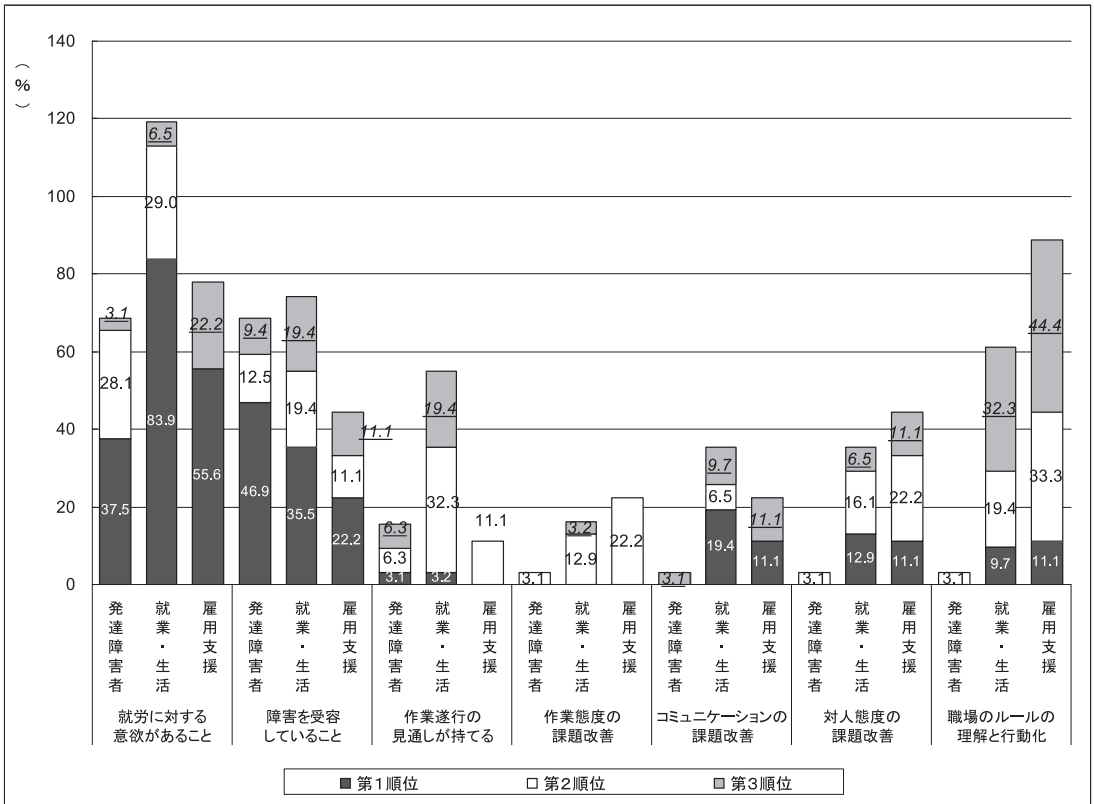

図 3-3-5　円滑な移行に際して支援機関が重視していること

4．就労支援対象者からみた支援機関の機能のまとめ

就労支援を就労への「移行前」「移行」「移行後」の段階に大別してみると、それぞれの機関がそれぞれの段階を順にたどる支援を視野に入れつつも、機関の役割に即した特徴的な機能を果たしていることが示唆された。すなわち、発達障害者支援センターは「移行前」を中心とした過程に、障害者雇用支援センターは「移行前」から「移行」を展望し、障害者就業・生活支援センターは「移行前」から「移行後」までの広い範囲において、支援を展開しているといえるだろう。

これを支援内容からみると、よりそれぞれの支援の機能が明らかになる。発達障害者支援センターは

就労支援以外の支援の利用者を中心としており、まさに移行の準備段階を担っているといえる。これに対して、障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センターは就労支援が中心となっている。こうしたことは、利用者のニーズにも対応しており、それぞれの機関が移行に際して重視することとも関連が深いとみることができる。すなわち、発達障害者支援センターは「障害受容」「就労意欲」を重視しているのに対し、障害者就業・生活支援センターでは「就労意欲」が突出して高く、「障害受容」に加えて「職場のルール理解」「作業遂行の見通し」「課題改善」などの職場適応の課題も広範囲に選択されていた。障害者雇用支援センターでは「就労意欲」が突出して高い点は障害者就業・生活支援センターと共通していたが、「障害受容」よりも「職場のルール理解」「作業遂行の見通し」「課題改善」などの職場適応の課題が重視されていた。

第４節　就職者の概要

１．就職者の支援機関利用の状況

表 3-4-1～3-4-3 に、平成 19 年度において、支援を利用して就職（新規就職・職場定着・復職を含む）発達障害のある者の数と利用期間の範囲（月数）について示す。なお、ここでいう常勤の仕事については、臨時や日雇ではなく、期間を決めずに、または１ヶ月を超える期間を決めて雇われる正社員・準社員・嘱託職員などの雇用形態の者を対象としている。したがって、常勤以外の雇用形態には、週 20 時間未満でアルバイトや非常勤等仕事をしている場合や短期の仕事などを含むものとした。

表 3-4-1～3-4-3 は、3 つの機関からの就職者数の回答によって作成したものであるが、利用者が複数の機関を並行利用している場合等、就職者数が重複して回答されており、これらの 3 表は独立でないことに注意が必要である。また、表からも明らかなように、極めて長期間にわたる支援によって就職・復職が実現した利用者がおり、年間の利用者数に対応した就職者数として扱うことは適切ではない。あくまでもそれぞれの表内で合計就職者数に対する構成比率を参考値として検討することが必要である。

発達障害者支援センターを利用して就職した者の 29％が一般扱いの雇用で民間会社に就職していた。公務員その他の常勤、常勤以外の働き方を含めると、70％が一般扱いの雇用で就職していた。他方、障害者雇用での就職は 30％であった。ただし、就職までの機関利用の期間は、一般扱いの場合、最大で 180ヶ月、療育手帳による就職では 64ヶ月、精神障害者保健福祉手帳による就職で 36ヶ月と、いずれも長期にわたる支援が必要な者もあった（表 3-4-1）。

これに対し、障害者就業・生活支援センターを利用して就職した者の 49％が障害者雇用（療育手帳）で民間会社に就職していた。公務員その他の常勤、常勤以外の働き方を含めると、81％が障害者雇用（療育手帳）で就職していた。精神障害者保健福祉手帳による就職の 7％、身体障害者手帳による就職をあわせると、障害者雇用での就職は 88％であった。他方、一般扱いの雇用は 10％であった。ただし、就職までの機関利用の期間は、療育手帳による就職では、最大で 324ヶ月、一般扱いでの就職で 120ヶ月、

精神障害者保健福祉手帳による就職で24ヶ月といずれも極めて長期にわたる支援が必要な者もあった（表 3-4-2）。

表 3-4-1　発達障害者支援センター利用者の就職
（新規就職･職場定着･復職を含む：合計 159 件の内訳）

				一般扱いの雇用	障害者雇用			不明
					療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳	
常勤で就職	民間企業の正社員	人数（構成比）		46（28.9）	14 (8.8)	11 (6.9)		
		利用期間	最小	1	5	2		
			最大	180	64	36		
	公務員等の正職員	人数（構成比）		5 (3.1)				
		利用期間	最小	1				
			最大	3				
	契約社員	人数（構成比）		9 (5.7)	3 (1.9)	10 (6.3)		
		利用期間	最小	5	15	2		
			最大	50	15	12		
	派遣会社社員	人数（構成比）		6 (3.8)				
		利用期間	最小	3				
			最大	12				
	その他	人数（構成比）		7 (4.4)		4 (2.5)		
		利用期間	最小	1		1		
			最大	36		36		
常勤以外で就職		人数（構成比）		37 (23.3)	2 (1.3)	4 (2.5)		
		利用期間	最小	1	24	10		
			最大	60	36	36		
不明		人数（構成比）		1				
		利用期間	最小					
			最大					
就職者計		人数（構成比）		111 (69.8)	19 (11.9)	29 (18.2)		
		利用期間	最小	1	5	1		
			最大	180	64	36		

表 3-4-2　障害者就業・生活支援センター利用者の就職・復職
（新規就職･職場定着･復職を含む：合計 376 件の内訳）

				一般扱いの雇用	障害者雇用			不明
					療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳	
常勤で就職	民間企業の正社員	人数（構成比）		19 (5.1)	184 (48.9)	6 (1.6)		
		利用期間	最小	1	1	3		
			最大	60	324	13		
	公務員等の正職員	人数（構成比）			3 (0.8)			
		利用期間	最小		10			
			最大		22			
	契約社員	人数（構成比）		4 (1.1)	76 (20.2)	9 (2.4)		
		利用期間	最小	12	2	1		
			最大	28	144	24		
	派遣会社社員	人数（構成比）		2 (0.5)	1 (0.3)			
		利用期間	最小	5	18			
			最大	14	18			
	その他	人数（構成比）		2 (0.5)	12 (3.2)	5 (1.3)		
		利用期間	最小	58	1	13		
			最大	120	27	15		
常勤以外で就職		人数（構成比）		12 (3.2)	30 (8.0)	5 (1.3)	1 (0.3)	
		利用期間	最小	1	4	1	12	
			最大	24	36	21	12	
不明		人数（構成比）						5 (1.3)
		利用期間	最小					1
			最大					2
就職者計		人数（構成比）		39 (10.4)	306 (81.4)	25 (6.6)	1 (0.3)	5 (1.3)
		利用期間	最小	1	1	1	12	1
			最大	120	324	24	12	2

また、障害者雇用支援センターを利用して就職した者の31％が障害者雇用（療育手帳）で民間会社に就職していた。公務員その他の常勤、常勤以外の働き方を含めると、58％が障害者雇用（療育手帳）で就職していた。精神障害者保健福祉手帳による就職をあわせると、障害者雇用での就職は69％であった。他方、一般扱いの雇用は27％であった。また、就職までの機関利用の期間は、療育手帳による就職では、最大で16ヶ月、一般扱いでの就職で8ヶ月、精神障害者保健福祉手帳による就職で15ヶ月と発達障害者支援センターや障害者就業・生活支援センターに比べると支援期間は長くとも2年以内の者が多かった（表3-4-3）。

表3-4-3　障害者雇用支援センター利用者の就職・復職
（新規就職･職場定着･復職を含む：合計26件の内訳）

			一般扱いの雇用	障害者雇用			不明
				療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳	
常勤で就職	民間企業の正社員	人数（構成比）	6 (23.1)	10 (30.5)	3 (11.5)		
		利用期間 最小	1	9	10		
		利用期間 最大	8	10	15		
	公務員等の正職員	人数（構成比）		1 (3.8)			
		利用期間 最小		6			
		利用期間 最大		6			
	契約社員	人数（構成比）		2 (7.7)			
		利用期間 最小		1			
		利用期間 最大		7			
	派遣会社社員	人数（構成比）					
		利用期間 最小					
		利用期間 最大					
	その他	人数（構成比）		1 (3.8)			
		利用期間 最小		11			
		利用期間 最大		11			
常勤以外で就職		人数（構成比）	1 (3.8)	1 (3.8)			
		利用期間 最小	3	16			
		利用期間 最大	3	16			
不明		人数（構成比）					1 (3.8)
		利用期間 最小					1
		利用期間 最大					1
就職者計		人数（構成比）	7 (26.9)	15 (57.7)	3 (11.5)		1 (3.8)
		利用期間 最小	1	1	10		1
		利用期間 最大	8	16	15		1

図3-4-1に示すように、就職実績を有する機関の数でみると、概ね民間企業（常勤）の就職実績を有する機関の方が民間企業（常勤以外）の就職実績を有する機関よりも多い。

その中で、発達障害者支援センターでは民間企業（常勤）であれ、民間企業（常勤以外）であれ、一般扱いの雇用実績を有する機関が38％にのぼる。また、民間企業（常勤）における障害者雇用（療育手帳）並びに障害者雇用（精神障害者保健福祉手帳）の実績を有する機関もそれぞれ19％を占めていた。

障害者就業・生活支援センターでは発達障害者支援センターとは異なる傾向を示しており、常勤の仕事について、障害者雇用（療育手帳）が33％に対し、一般扱いの雇用では16％であった。また、障害者雇用（精神障害者保健福祉手帳）の実績を有する機関は7％と少なかった。常勤以外の仕事では、障害者雇用（療育手帳）が12％に対し、一般扱いの雇用では6％であった。また、障害者雇用（精神障害者保健福祉手帳）の実績を有する機関は4％と少なかった。

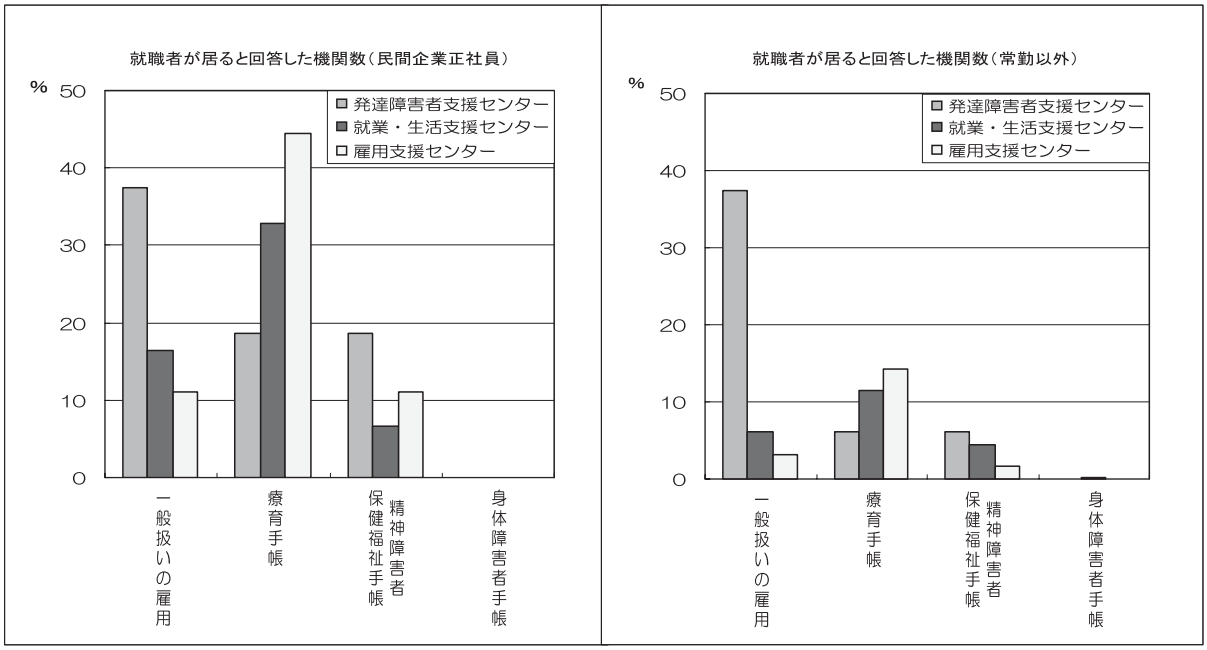

図 3-4-1　就職実績を有する支援機関の状況

障害者雇用支援センターでは障害者就業・生活支援センターと類似した傾向を示しており、常勤の仕事について、障害者雇用（療育手帳）が 44％に対し、一般扱いの雇用では 11％であった。また、障害者雇用（精神障害者保健福祉手帳）の実績を有する機関は 11％であった。常勤以外の仕事では、障害者雇用（療育手帳）が 14％に対し、一般扱いの雇用では 3％であった。また、障害者雇用（精神障害者保健福祉手帳）の実績を有する機関は 2％と少なかった。

２．就職先の状況

図 3-4-2-1～3 にそれぞれの支援機関利用者の就職先業種・職種を示す。

発達障害者支援センター利用者の就職先業種では、製造業が 22％で最も多く、次いで、サービス業が 20％、卸売・小売・飲食店が 17％であり、3 業種あわせて 59％であった。また、業種不明が 18％であった。一方、職種では、生産工程・労務の仕事が 32％で最も多く、次いで、サービスの仕事が 15％であり、あわせて 47％であった。また、職種不明が 16％であった。業種・職種の不明については、複数の支援機関の並行利用等によるものであり、職業紹介については連携先支援機関が担当するなどの実態と関連する。

また、障害者就業・生活支援センター利用者の就職先業種でも、同様の業種が上位を占めており、製造業が 39％、サービス業が 25％、卸売・小売・飲食店が 18％であり、3 業種あわせて 82％であった。

ただし、それぞれの比率は、発達障害者支援センターよりも高く、不明は少なかった。一方、職種でも、同様の職種が上位を占めており、生産工程・労務の仕事が43％で最も多く、次いで、サービスの仕事が32％であり、あわせて75％であった。職種においても、それぞれの比率は発達障害者支援センターよりも高く、職種不明は少なかった。

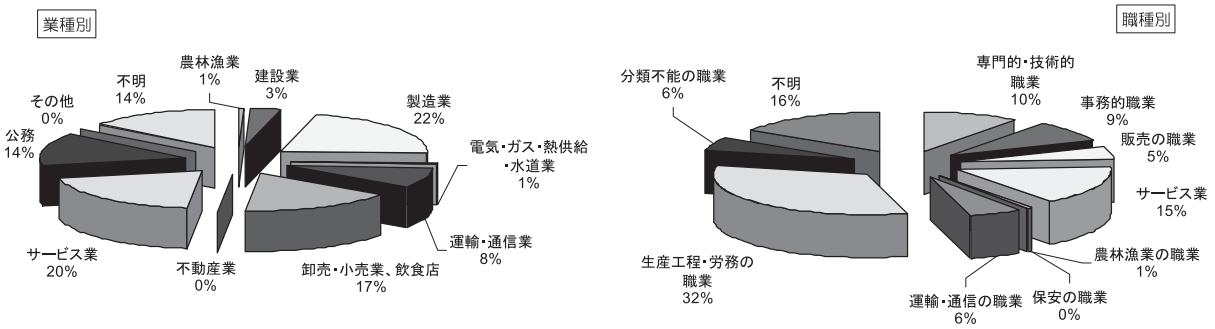

図 3-4-2-1　発達障害者支援センターにおける就職先

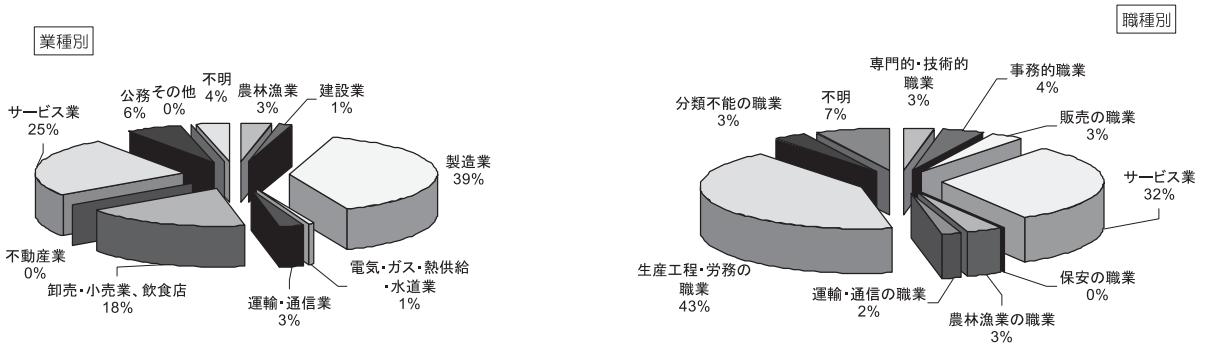

図 3-4-2-2　障害者就業・生活支援センターにおける就職先

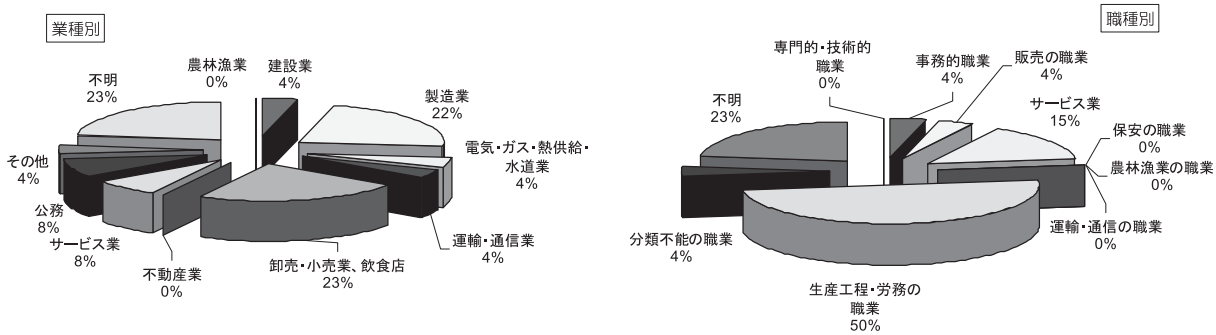

図 3-4-2-3　障害者雇用支援センターにおける就職先

これに対し、障害者雇用支援センター利用者の就職先業種では、製造業が23％、卸売・小売・飲食店が22％で多かったが、その他に、サービス業と公務がいずれも8％であった。また、業種不明は23

%と多かった。一方、職種では、生産工程・労務の仕事が50%で最も多く、次いで、サービスの仕事が15%であり、あわせて65%であった。また、職種不明は23%と多かった。業種・職種の不明については、複数の支援機関の並行利用等によるものであり、職業紹介については連携先支援機関が担当するなどの実態と関連する点は、発達障害者支援センターと共通している。

3．就職者への効果的な支援について

図3-4-3～3-4-5に、就職した施設利用者に対する効果的な支援について、「本人支援」「事業所支援」「関係機関の連携等」のそれぞれに対する自由記述による回答を再構成した結果を示す。なお、ここでは、回答数との関係で、発達障害者支援センター（回答数23）と障害者就業・生活支援センター（回答数46）についてとりまとめを行い、障害者雇用支援センターの意見を補足して報告する。

（1）本人支援にとって効果的な支援

記述された回答を、『自己理解・障害理解』に関する意見（「自己理解の深化と適正化」「支援の利用への促し」「障害受容」「配慮事項の明確化・職務再設計」「適性評価／適職探索（希望と現実のギャップを埋める）」）、『相談（ラポート／傾聴）』に関する意見、『職業準備支援の内容』に関する意見（「精神的安定」「二次障害への対処」「優先順位の付け方」「コミュニケーション支援」「人間関係のとり方」「働く目的／意欲」「対処方法」「求職活動のノウハウ」「職業準備訓練」「スケジュール・工程マニュアル」）、『職場適応を想定した場面での支援』に関する意見（「同行・訪問支援」「関係機関との連携」「ジョブコーチ」「職場（含、模擬的）体験／訓練」）、『その他』の意見（「当事者活動」「生活支援」「家族支援」）に分けた（図3-4-3）。

『自己理解･障害理解』では、発達障害者支援センター利用者について、「自己理解の深化と適正化」「支援の利用への促し」「障害受容」「配慮事項の明確化・職務再設計」の順に効果的であるという意見が多かった。これに対し､障害者就業･生活支援センターの利用者については､「適性評価／適職探索（希望と現実のギャップを埋める）」）が最も多く、「自己理解の深化と適正化」「支援の利用への促し」「配慮事項の明確化・職務再設計」の順に効果的であるという意見が多かった。

『職業準備支援の内容』では、発達障害者支援センター利用者について、「対処方法」「求職活動のノウハウ」をはじめとして、多様な内容があがっていたが、障害者就業・生活支援センターの利用者については「対処方法」「職業準備訓練」「スケジュールや工程のマニュアル化」などがあがっていた。

『職場適応を想定した場面での支援』では、発達障害者支援センター利用者について、同行・訪問支援」「関係機関との連携」「ジョブコーチ」「職場（含、模擬的）体験／訓練」）の順に効果的であるという意見があがっていたが、障害者就業・生活支援センターではそれぞれの項目に差が認められず、中でも「職場（含、模擬的）体験／訓練」が効果的であるという意見が最も多かった。

『その他』では、「当事者支援」は発達障害者支援センター利用者に、「家族支援」は障害者就業・生

活支援センター利用者に、あげられていた。

障害者雇用支援センターでは、『職業準備支援の内容』について、「人間関係のとり方」「「コミュニケーション支援」「精神的安定」「スケジュール・工程マニュアル」「職業準備訓練」が効果的であるとする意見が多数を占めた。

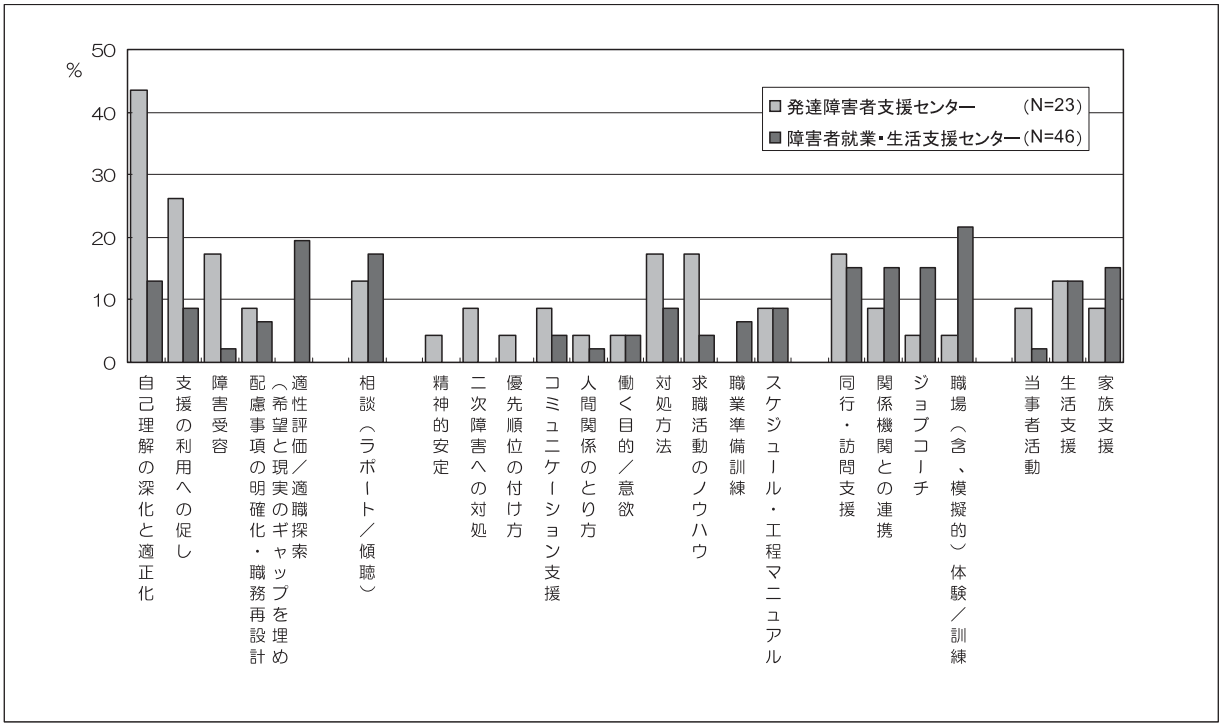

図 3-4-3　効果的な本人支援の内容

（2）事業所支援にとって効果的な支援

記述された回答を、『特性理解と対応』に関する意見（「障害特性の理解」「配慮事項／対応方法」「特性に即した指示の出し方」「担当業務の設計」）、『職場における日常的な問題』に関する意見（「ない（事業所での対応可）」「発生した問題への迅速対応」「日頃の連絡・訪問」）、『職場を活用した支援』に関する意見（「職場実習・トライアル雇用」「職場適応・定着支援」）、『その他の職場内外の支援』に関する意見（「親支援」「日中活動・生活支援」「支援制度の広報」「関係機関と連携」）に分けた（図 3-4-4）。

『特性理解と対応』では、発達障害者支援センターにおいても障害者就業・生活支援センターにおいても、「障害特性の理解」「配慮事項／対応方法」の順に効果的であるという意見が多かった。なお、これらの項目について、効果的であるとする意見は障害者就業・生活支援センターの方が発達障害者支援センターよりも多かった。

『職場における日常的な問題』では、発達障害者支援センターにおいては「ない（事業所での対応可）」とする意見が多かった。これに対し、障害者就業・生活支援センターでは「発生した問題への迅速対応」「日頃の連絡・訪問」などが効果的な支援としてあげられていた。

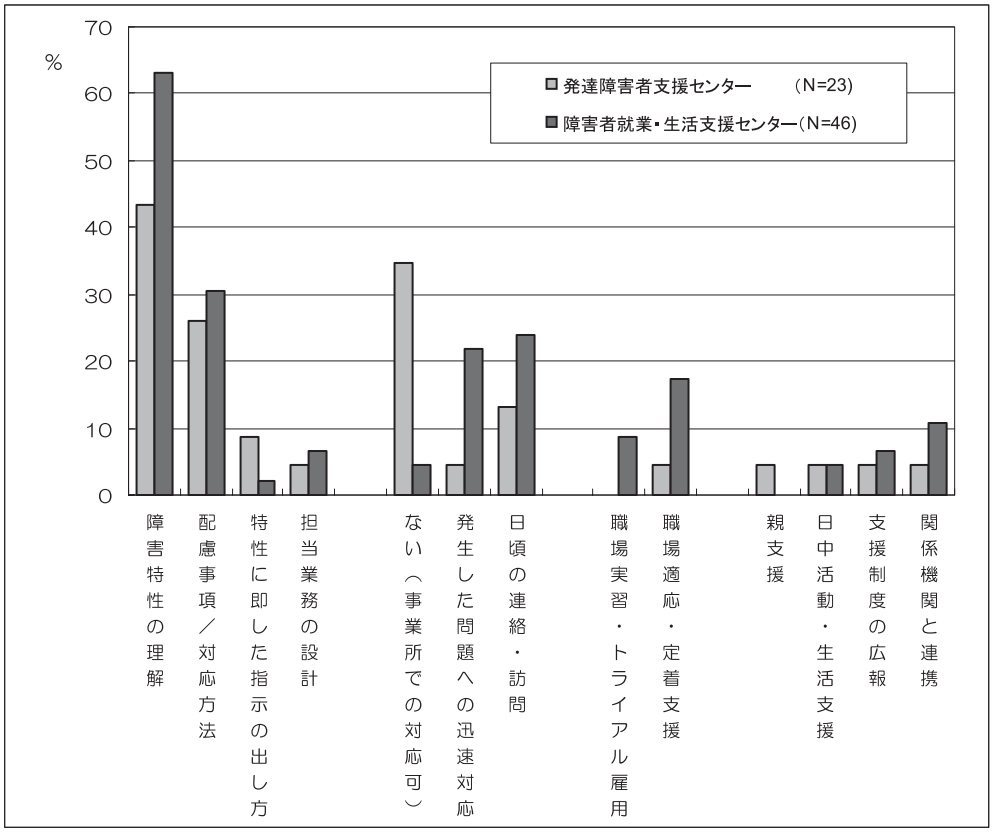

図 3-4-4　効果的な事業所支援の内容

また、『職場を活用した支援』では、障害者就業・生活支援センターにおいて効果的であるとする意見が多かった。さらに、『その他の職場内外の支援』では、「親支援」「日中活動・生活支援」「支援制度の広報」「関係機関と連携」があげられていたが、「親支援」は発達障害者支援センターにおいてのみあげられていた。

なお、障害者雇用支援センターでは、「障害特性の理解」が最も多く、次いで、「日頃の連絡・訪問」「職場適応・定着支援」「職場実習・トライアル雇用」「関係機関と連携」の順に効果的であるとする意見が多かった。

（3）関係機関との連携にとって効果的な支援

記述された回答を「問題の共有（本人の主観的な情報に振り回されない）」「関係機関による支援体制の効率的運営」「役割の明確化」「支援方法の検討」「職業評価結果の共有」「職域の拡大」「ジョブコーチの重要性」「職業訓練の重要性」「就職のタイミングの重要性」「生活支援の重要性」「手帳取得の相談」「主治医の見解と連携」に分けた（図 3-4-5）。

発達障害者支援センターでは、「問題の共有」が最も多く、次いで、「関係機関による支援体制の効率的運営」「役割の明確化」「支援方法の検討」の順に効果的連携の内容があげられた。障害者就業・生活

支援センターでは、「関係機関による支援体制の効率的運営」が最も多く、次いで、「問題の共有」「役割の明確化」「支援方法の検討」があげられており、その他にも、多様な内容があげられていた。「ジョブコーチの重要性」「職業訓練の重要性」「就職のタイミングの重要性」「生活支援の重要性」「手帳取得の相談」については、発達障害者支援センターでは記述がなかった項目であり、障害者就業・生活支援センターにおいてのみ、あげられていた。これらは、より具体的・個別的な就労支援の内容に関わる項目である。こうした違いは、連携の際に主体的に担う項目の違いによるものと考えられる。また、「支援対象者が通院しているメンタルクリニックや、利用している福祉サービス事業所のスタッフと、互いに情報交換しながら、その状況にあわせた対応を実施している」「通院同行を含め、医療からのアドバスをもらう」など医療との連携や情報共有の重要さは、発達障害者支援センターにおいても障害者就業・生活支援センターにおいてもあげられていた。

障害者雇用支援センターでは、「問題の共有」のみがあげられていた。

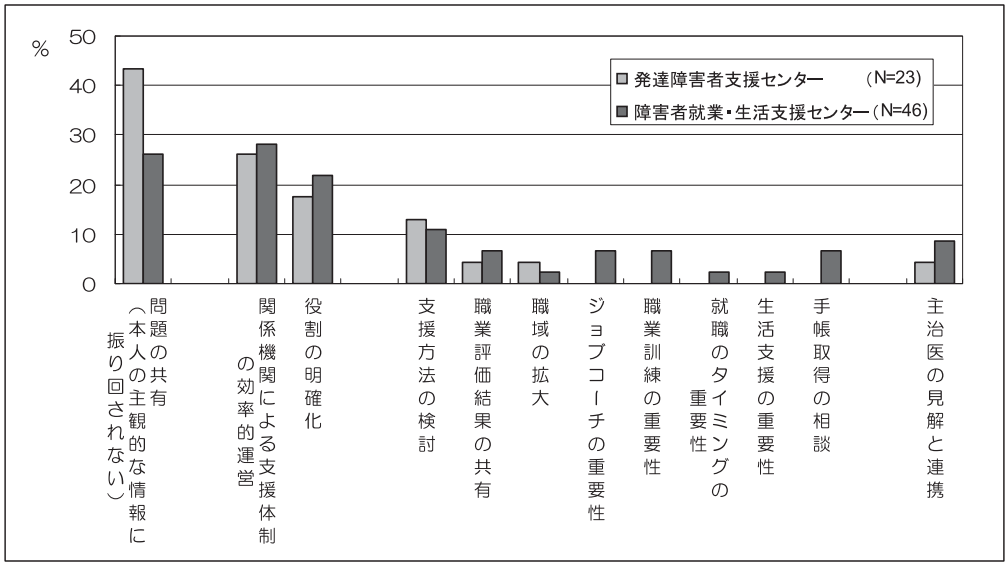

図 3-4-5　効果的な連携の内容

４．就職者に対する支援の現状と課題

複数の支援機関を並行利用している利用者を特定できないことから、実就職者数の把握は困難である。したがって、支援機関毎に限定して検討することが必要である。こうした検討で明らかになった点をあげると、次のようになろう。すなわち、①発達障害者支援センターにおいては一般扱いの雇用での就職が多いのに対し、障害者就業・生活支援センターや障害者雇用支援センターにおいては障害者雇用

での就職が多い、②３支援機関における就職先業種・職種に関して、類似した傾向を示している、③効果的な本人支援の考え方は、発達障害者支援センターにおいて障害理解や受容など、障害者支援を選択するまでの課題に重点が置かれているのに対し、障害者就業・生活支援センターや障害者雇用支援センターでは評価や具体的な対応・問題解決に重点が置かれている、④効果的な事業所支援の考え方は、発達障害者支援センターにおいて理解・啓発の推進に重点が置かれている一方で特にない（事業所で対応可）という回答も多かったのに対し、障害者就業・生活支援センターでは障害の理解啓発の他に、具体的な対応や職場定着等、多岐にわたる項目があげられている、⑤効果的な関係機関の連携については、問題の共有や連携体制の効率的な運営があげられている他、障害者就業・生活支援センターでは、多様な現実的な課題があげられている。

こうしたことからは、前節で述べたように、発達障害者支援センターは就労支援以外の支援の利用者を中心としており、まさに移行の準備段階を担っているといった特徴があるとともに、一般扱いの雇用における就職に向けた支援のニーズと支援体制の整備に対応した特徴をみることが必要であろう。これに対して、障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センターは就労支援が中心となっているといった特徴の他に、障害者雇用における就職に向けた支援のニーズと支援体制整備に対応した特徴をみることができる。

ただし、発達障害者支援センターにおいて、「支援の利用に対する促し」の機能、具体的には、就労支援機関についての情報提供、障害者として支援を受けることの重要性、そして二次障害のケアの優先などに加えて、障害者職業センターなど直接就労支援機関への引継ぎ時の同行や引継ぎ情報の提示、引継ぎ後のフォローの連絡、本人に対して連携先とのコーディネート状況を伝えることなどがあげられており、必要に応じて障害者雇用の意思決定を支援する役割もしくは障害者雇用のための就労支援機関との連携を促進する役割として、特筆しておくことにしたい。

第５節　支援機関の利用経路と利用状況

ここでは、18 歳以上の発達障害者が支援機関を利用する経路と他の支援機関の並行利用の状況について検討しておくことにしたい。表 3-5-1～3-5-3 に「支援機関利用前に利用した機関」、「並行利用した機関」、「利用後に紹介した機関」として回答された支援機関相互の関係の概要を示す。

ただし、ここでは、それぞれの支援機関を利用した者があるという回答を再構成したものである。したがって、複数の機関が選ばれていても利用者数の多寡を示しているわけではない点には注意が必要である。

なお、表中の支援機関は、利用後に紹介した機関の多い順に並べ替えを行った。また、それぞれの機関利用の時期について、「利用前」「並行利用」「利用後紹介」の中で最も多い時期を太字で示した。

1．発達障害者支援センター利用者の利用経路

利用後に紹介する機関として発達障害者支援センターの91％があげたのは、障害者職業センターであった。次いで、78％がハローワークと、障害者就業・生活支援センターを、75％が病院を、59％が福祉機関をあげた。その他に、4割を越える発達障害者支援センターがデイケアや若年就労支援機関をあげていた。利用後の就労支援や就業・生活支援の他に、デイケアや福祉機関も紹介されている。こうした連携関係では、障害者雇用における就労準備の他に、一般扱いの雇用における求職活動も連携体制の中で構想されていることがわかる。また、就労以外の支援への対応での連携体制も構築されている。利用後の紹介機関の中で少ないのは、障害者職業能力開発校と学校であった。

次に、利用時に並行利用している支援機関をみると、利用後に紹介する支援機関が同様の順で利用されていることがわかる。ただし､デイケアについては､利用後の紹介よりも並行利用の方が多い。また、学校は66％の発達障害者支援センターで並行利用されており、在学中からの利用があることがわかる。ここでも障害者能力開発校は少なかった。

表 3-5-1　発達障害者支援センター利用者の利用経路

（単位：％）

	利用前に利用	並行して利用	利用後に紹介
障害者職業センター	71.9	78.1	**90.6**
就業・生活支援センター	59.4	71.9	**78.1**
ハローワーク	**81.3**	75.0	78.1
病院	**93.8**	71.9	75.0
福祉関係機関	**78.1**	71.9	59.4
デイケア	46.9	**56.3**	43.8
若年就労支援機関	**62.5**	37.5	40.6
障害者職業能力開発校	**21.9**	15.6	18.8
学校	**68.8**	65.6	15.6

これに対し、利用前の支援機関として最も多いのが病院で94％を占めた。次いで、ハローワークが81％、福祉関係機関が78％、障害者職業センターが72％、学校が69％、若年就労支援機関が63％、デイケアが46％といった順であった。発達障害者支援センターは医療機関、就労支援機関、福祉機関、教育機関のいずれからも紹介されている機関であり、第4節でみたように、就労支援前の障害理解や障害受容などの専門的支援の役割が期待されていることと対応しているとみることができる。

なお、利用前、並行利用、利用後のいずれからみても、障害者能力開発校との連携は少ないといえる。

2．障害者就業・生活支援センター利用者の利用経路

利用後に紹介する機関として障害者就業・生活支援センターがあげた機関は、多い順に44％がハローワークと障害者職業センター、39％が福祉機関、18％が病院と発達障害者支援センターをあげた。利

用後の就労支援の他に、福祉機関や医療機関も紹介されている。こうした関係では、障害者雇用における就労準備の他に、生活・福祉における支援も連携体制の中で構想されていることがわかる。利用後の紹介機関の中で少ないのは、障害者職業能力開発校と学校、デイケア、若者就労支援機関であった。

次に、利用時に並行利用している支援機関をみると、利用後に紹介する支援機関が同様の順で利用されており、利用後紹介よりも並行利用の方が多いことがわかる。また、学校は30％の障害者就業・生活支援センターで並行利用されており、在学中からの利用もあることがわかる。ここでも障害者能力開発校、デイケア、若年就労支援機関の並行利用は少なかった。

表 3-5-2　障害者就業・生活支援センター利用者の利用経路

（単位：％）

	利用前に利用	並行して利用	利用後に紹介
障害者職業センター	42.6	**52.5**	44.3
ハローワーク	**68.9**	63.9	44.3
福祉関係機関	**52.5**	50.8	39.3
発達障害者支援センター	29.5	**39.3**	18.0
病院	**60.7**	41.0	18.0
障害者職業能力開発校	9.8	**16.4**	9.8
デイケア	**23.0**	16.4	6.6
学校	**63.9**	29.5	6.6
若年就労支援機関	**13.1**	8.2	4.9

これに対し、利用前の支援機関として最も多いのがハローワークで69％を占めた。次いで、病院が61％、学校が64％、福祉関係機関が53％、障害者職業センターが43％、発達障害者支援センターが30％といった順であった。障害者就業・生活支援センターは医療機関、教育機関、就労支援機関、福祉機関のいずれからも紹介されている機関であり、第４節でみたように、職場適応・定着を視野に入れた具体的・直接的な専門的支援の役割が期待されていることと対応しているとみることができる。

なお、利用前、並行利用、利用後のいずれからみても、障害者能力開発校、デイケア、若者就労支援機関との連携は少ないといえる。

３．障害者雇用支援センター利用者の利用経路

障害者雇用支援センターについては母数が少ないことから、表中では太字の表記を行っていない。

利用後に紹介する機関として障害者雇用支援センターの67％があげたのは、ハローワークであり、突出して多かった。利用後は職業紹介のための支援が構想されていることがわかる。利用後の紹介機関としてあがっていなかったのは、障害者就業・生活支援センター、障害者職業能力開発校、学校、デイケアであった。

次に、利用時に並行利用している支援機関をみると、ハローワーク、障害者職業センター、福祉関係機関、病院、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センターの順に利用されており、利用後

よりも並行利用の方が多いことがわかる。並行利用の機関としてあがっていなかったのは、障害者能力開発校、若年就労支援機関であった。

表 3-5-3　障害者雇用支援センター利用者の利用経路

（単位：%）

	利用前に利用	並行して利用	利用後に紹介
ハローワーク	66.7	66.7	66.7
障害者職業センター	44.4	44.4	22.2
若年就労支援機関	11.1	0.0	11.1
発達障害者支援センター	22.2	22.2	11.1
病院	44.4	44.4	11.1
福祉関係機関	66.7	44.4	11.1
障害者職業能力開発校	22.2	0.0	0.0
デイケア	11.1	11.1	0.0
学校	55.6	11.1	0.0
就業・生活支援センター	22.2	33.3	0.0

利用前の支援機関として最も多いのがハローワークと福祉関係機関で、67%を占めた。次いで、学校が56%、障害者職業センターと病院が44%といった順であった。障害者雇用支援センターは就労支援機関、医療機関、教育機関、福祉機関のいずれからも紹介されている機関であること、これは、第4節でみたように、職業準備にかかる具体的・直接的な専門的支援の役割が期待されていることと対応しているとみることができる。

なお、利用前、並行利用、利用後のいずれからみても、障害者能力開発校、デイケア、若者就労支援機関との連携は少ないといえる。

4．支援機関の利用状況のまとめ

図3-5-1に「利用前」「並行利用」「利用後に紹介」の総計について、発達障害者支援センターにおける他機関利用の多い順に並べたものを示す。機関別にみると、発達障害者支援センターの利用者が多いこと、また、発達障害を対象として設置されている機関であることによっている。

機関利用の総計（利用時期を問わずに合計した利用実態）からは、障害者職業センターが最も多く、病院、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、福祉関係機関、学校、障害者就業・生活支援センターの順であった。各支援機関における利用状況をみると、他機関利用の多い順に、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センターとなっている中で、ハローワーク利用については、障害者雇用支援センターが発達障害者支援センターに次いで多かった。

こうしたことからは、発達障害者支援法が施行されて3年が経過した現時点で、発達障害者支援センターは対象障害を限定した特異な役割を担いつつ、既存の支援機関との関係を持ちながら支援を行っている実態が明らかとなった。このことについて、例えば、西村（2007）は「障害受容から就労・生活に至るまで一貫した支援に関与していく流れができることで他機関との連携を踏まえたコーディネートが

可能になってくる」としながらも、「センターの支援体制が不足していることで、逆に他機関との連携を取っていかなければならない状況が必然的に生まれ、結果として、ネットワークの構築につながっている面もある」と指摘する。

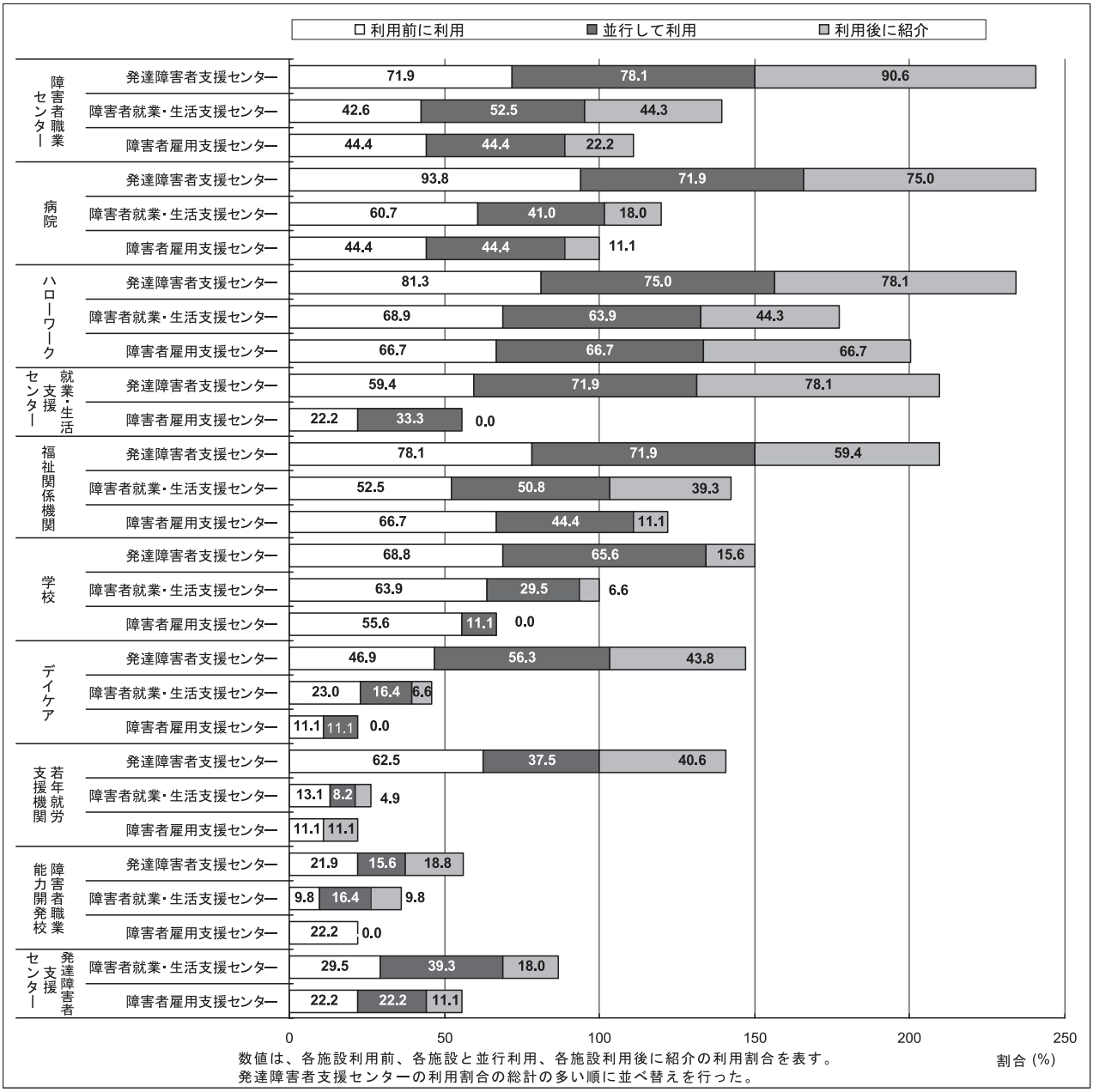

図 3-5-1　支援機関利用者の利用状況

発達障害者支援センターと他機関の関係の中で注目すべきは、若者就労支援機関との関係が障害者就

業・生活支援センターや障害者雇用支援センターに比して突出して多い点である。これは、学校から職業への移行に際して、職業リハビリテーション機関を選択しない対象者が若者支援機関から発達障害者支援センターを経由して障害者雇用支援に結びつく可能性を示唆するものとして注目できる。このように、他の専門的支援への橋渡しないしは仲介の役割を果たしていることが示唆されるが、これを効果的な機関連携もしくは地域支援の連携体制の構築に整備していくことが求められることになるといえるだろう。第1節でみたように、圧倒的に18歳未満の利用者が多い現状は、今後、どのように変わるのか、それに伴って就労支援に際してどのように機能が構想されていくのかについて、今後の検討課題であるといえるだろう。

また、障害者就業・生活支援センターは、「福祉・教育から雇用への円滑な移行を促進するとともに、職業生活の継続を支えるために……＜中略＞……地域の障害者を広く対象とすること、就職の前後を問わず、随時必要な支援を生活面も含めて行うこと等、幅広い役割を果たすことが期待されており」（厚生労働省，2007）、調査時点では発達障害者の利用数は発達障害者支援センターのようには多くないものの、発達障害者支援センターとの関係よりも、むしろハローワークや学校、病院、福祉関係機関、障害者職業センターを経由した利用が多く報告されている現状があり、今後の推移が注目される。

さらに、障害者雇用支援センターは、「就職が特に困難な知的障害者等を就職に結びつけるための長期的な職業準備訓練（施設内での訓練及び事業所での職場実習）の場として設置」（厚生労働省，2007）されたが障害者自立支援法の施行により就労移行支援事業に移行することが適当であるとされた。機関数の問題で単純な比較はできないものの、長期的な職業準備訓練の必要な対象者に対する支援機関としての役割は、大きいものと考えられる。調査時点では発達障害者の利用数は障害者就業・生活支援センターよりなお少ないが、発達障害者支援センターとの関係よりも、むしろハローワークや福祉関係機関、障害者職業センターを経由した利用が多く報告されている現状があり、就労移行支援事業等からの雇用への移行の実現が期待される。

第６節　調査結果が示唆すること

１．調査対象機関の概要

（１）設置・運営等

① 発達障害者支援センターでは都道府県立が63％、市区町村立が19％であり、両者で8割を越える。これに対し、障害者就業・生活支援センターも障害者雇用支援センターも法人立が7割前後である。なお、7割の発達障害者支援センターが発達障害者支援法施行後の設立であった。

② 発達障害者支援センターが発達障害に特化した機関であるのに対し、障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センターは身体障害・知的障害・精神障害、その他の多様な障害を対象としており、発達障害も対象としている。

（2）発達障害の診断体制

① 「診断のために外部の連携機関を有している」がいずれも最も多く、発達障害者支援センターでは53%、障害者就業・生活支援センターでは75%、障害者雇用支援センターでは56%であった。

ただし、発達障害者支援センターにおいて、「施設内に診断機関を併設している」が25%、「施設内に診断可能な体制がある」が19%あった。

② 「診断のために外部の連携機関がない」は、発達障害者支援センターで13%、障害者就業・生活支援センターで18%、障害者雇用支援センターで44%であり、青年期・成人期の支援において診断機関との連携が十分でない機関もある。

2．対象者の概要

（1）支援機関利用における特徴

① 発達障害者支援センターの利用者は、自閉症圏の利用者が圧倒的に多数を占めており、学習障害や注意欠陥多動性障害のある者の利用は極めて少ない。

年代別にみると、18歳未満の利用者が全利用者の76%であり、青年・成人の利用は相対的に少ない。18歳未満の利用者は18歳以上と比べて診断を有しない者の割合が高いことから、早期からの専門的支援を求める状況に対応しているとみることができる。

② 障害者就業・生活支援センターの利用者としては、自閉症圏の利用者と知的障害者があげられているが、学習障害や注意欠陥多動性障害のある者の利用は極めて少ない。

年代別にみると、18歳以上の利用者が全利用者の91%を占めており、青年・成人の利用が大多数である。18歳以上の利用者では診断を有する者が74%を占める。

③ 障害者雇用支援センターの中で、数は少ないが知的障害を伴う自閉症圏の利用者の他、高機能自閉症・アスペルガー障害等があげられていた。

（2）利用者の状況

① 発達障害者支援センターにおいては、診断を有する自閉症圏の障害については概ね7～8割の機関で「来所利用あり」という実態があった。未診断の者は少ない。

ただし、高機能・アスペルガー障害等並びに知的障害を伴うかどうか不明の者については、診断のない来所者が多く、18歳以上においてさらに多い。これに対して、学習障害や注意欠陥多動性障害については利用されている機関数も少なく、機関利用には偏りがある。「その他の発達障害（診断不明を含む）」では未診断の者（開示もしくは主訴のある者並びに開示も主訴もない要支援の者）が多いが、全ての発達障害者支援センターに共通した傾向ではない可能性が示唆された。

② 障害者就業・生活支援センターでは、18歳以上の年代において診断を有する自閉症圏の障害については概ね4～5割の機関で、また、未診断の者については3割弱の機関で、利用されていた。

学習障害や注意欠陥多動性障害については来所者数が少なく、特に学習障害については利用されている機関数も少なく、機関利用に偏りがある。「その他の発達障害（知的障害）」で診断を有する者が多いが、全ての障害者就業・生活支援センターに共通した傾向ではない可能性が示唆された。

③　障害者雇用支援センターでは、機関数が限定されていることから全体的にみて発達障害の利用者数は少ないが、支援機関としての経験も少ない。

3．就労支援対象者の概要

①　発達障害のある対象者の状況から、発達障害者支援センターは「移行前」を中心とした過程において、障害者雇用支援センターは「移行前」から「移行」までの過程において、障害者就業・生活支援センターは「移行前」から「移行後」までの長い過程において、支援を展開している。

②　支援内容からみると、発達障害者支援センターは就労支援以外の支援の利用者を中心としており、まさに移行の準備段階を担っているといえる。これに対して、障害者就業・生活支援センターと障害者雇用支援センターは就労支援が中心となっている。

③　利用者のニーズについて、発達障害者支援センターでは、「就職のための相談など、障害特性を理解するための支援」が75％を占める。また、障害者雇用支援センターでは、「就職するために必要な訓練（作業やコミュニケーション等）」が89％であった。これらの機関については、第1順位のニーズが1項目に集中しており、第3順位までの選択を含めても圧倒的に回答が集中していた。

これに対し、障害者就業・生活支援センターでは、第1順位は「就職のための相談など、障害特性を理解するための支援」が41％、「適職を探すための支援」が28％と2項目が選択された。第2順位と第3順位で選ばれた項目に着目すると、「就職するために必要な訓練（作業やコミュニケーション等）」「職場など、周囲の理解を深めるための支援」「ジョブコーチなど適応・定着のための支援」の順に多項目が選択されており、ニーズも多様であった。

③　移行に際して、発達障害者支援センターは「障害受容」「就労意欲」を重視しているのに対し、障害者就業・生活支援センターでは「就労意欲」が突出して高く、「障害受容」に加えて「職場のルール理解」「作業遂行の見通し」「課題改善」などの職場適応の課題も広範囲に選択されていた。障害者雇用支援センターでは「就労意欲」が突出して高い点は障害者就業・生活支援センターと共通していたが、「障害受容」よりも「職場のルール理解」「作業遂行の見通し」「課題改善」などの職場適応の課題が重視されていた。

4．就職者の概要

複数の支援機関を並行利用している利用者を特定できないことから、実就職者数の把握は困難である。したがって、支援機関毎に限定して検討することが必要である。こうした検討で明らかになった点

をあげると、次のようになろう。

① 発達障害者支援センターにおいては一般扱いの雇用での就職が多いのに対し、障害者就業・生活支援センターや障害者雇用支援センターにおいては障害者雇用での就職が多かった。

② 3支援機関における就職先は、業種・職種で類似した傾向を示している。

③ 効果的な本人支援の考え方は、発達障害者支援センターにおいて障害理解や受容など、障害者支援を選択するまでの課題に重点が置かれているのに対し、障害者就業・生活支援センターや障害者雇用支援センターでは評価や具体的な対応・問題解決に重点が置かれている。

④ 効果的な事業所支援の考え方は、発達障害者支援センターにおいて理解・啓発の推進に重点が置かれている一方で、「特にない（事業所で対応可）」という回答も多かった。これに対し、障害者就業・生活支援センターでは障害の理解・啓発の他に、具体的な対応や職場定着等、多岐にわたる項目があげられている。

⑤ 効果的な関係機関の連携については、問題の共有や連携体制の効率的な運営があげられている他、障害者就業・生活支援センターでは、多様な現実的な課題があげられている。

⑥ 発達障害者支援センターにおいては、「支援の利用に対する促し」の機能、具体的には、就労支援機関についての情報提供、障害者として支援を受けることの重要性、そして二次障害のケアの優先などに加えて、障害者職業センターなど就労支援機関への引継ぎ時の同行や引継ぎ情報の提示、引継ぎ後のフォローの連絡、本人に対して連携先とのコーディネート状況を伝えることなどがあげられており、必要に応じて障害者雇用の意思決定を支援する役割もしくは障害者雇用のための就労支援機関との連携を促進する役割がある。

5．支援機関の利用経路と利用状況

① 発達障害者支援センターと他機関の関係の中では、若者就労支援機関との関係が障害者就業・生活支援センターや障害者雇用支援センターに比して突出して多い。学校から職業への移行に際して、職業リハビリテーション機関を選択しない対象者が若者支援機関から発達障害者支援センターを経由して障害者雇用支援に結びつく可能性を示唆するものとして注目できる。

② 発達障害者支援センターの役割として、他の専門的支援への橋渡しないしは仲介がある。

③ 障害者就業・生活支援センターは、ハローワークや学校、病院、福祉関係機関、障害者職業センターを経由した利用が多く報告されている現状があった。

④ 障害者雇用支援センターは、長期的な職業準備訓練の必要な対象者に対する支援機関としての役割が大きい。ハローワークや福祉関係機関、障害者職業センターを経由した利用が多く報告されている現状があり、就労移行支援事業等からの移行が注目される。

６．おわりに

発達障害者支援法が施行されて3年が経過し、政策的な位置づけとしての発達障害者支援センターは、相談支援の中核となることが期待されている。利用者の発達段階に応じて、支援機関に対する期待は多様であり、多岐に渡る。この調査は発達障害のある若者の就労支援に焦点をあてたものであるが、専門支援機関としての発達障害者支援センターが創生期としてどのような役割を果たしているのかについては、その一端を明らかにすることができた。すなわち、発達障害者支援センターは、18歳未満の利用者の相談の拠り所となっていること、就労支援に際しては職業リハビリテーション機関をはじめとして多様な機関と連携をはかりながら成果をあげつつあること、しかし、その重点は療育・教育・医療等の早期診断・早期対応におかれている段階にあること、したがって、青年期・成人期利用者の支援については今後の検討課題が大きいこと、などである。

一方、障害者就業・生活支援センターや障害者雇用支援センター（就業移行支援事業等への移行途上）など、福祉・教育から雇用への円滑な移行を促進する機関において、長期的な支援を必要とする発達障害のある利用者に対して行われている支援の一端を明らかにすることができた。すなわち、18歳以上の利用者に対して、就労のための個別対応が実施されていること、職業リハビリテーション機関をはじめとして多様な機関と連携をはかりながら、特に障害者雇用において成果を上げていること、しかし、施設によっては発達障害者の利用可能性を高める支援が必要な状況にあること、などである。

また、視点を当事者に移すと、自閉症圏の者については、知的障害を伴う者、伴わない者、また、知的障害を伴うのかどうかについて明確でない者においても、支援機関の利用が進んでいるとみることができる。ここでは、当事者のニーズに応えているのか、支援機関側の受け入れ体制が十分であるのか、などが検討課題となる。一方で、学習障害や注意欠陥多動性障害のある者等については、支援機関の利用が少ない現状がある。こうした状況の背景として、当事者側のニーズが醸成されていないことによるものか、支援機関側の受け入れ体制が十分でないことによるものか、両方であるのかについて、検討されなければならない。

「発達障害があることでなかなか就職できない」若者や「職業リハビリテーションの支援を選択しない」若者への対応については、教育段階における進路指導や発達障害者支援センター等における相談支援を通して、支援を充実することが期待される。また、関係機関の連携や支援体制の整備により、就職や復職の成果があげられてきている。しかし、いまだ、どのような支援が効果的であるのか、また、支援目標の達成にどのくらいの時間を見込めばよいのかなど、支援内容においても支援期間においても課題が大きい状況がある。

文　献

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課　　福祉、教育との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会報告書……ネットワークの構築と就労支援の充実をめざして……　2007

西村浩二　　「特集　発達障害者支援センターの現在　就労支援モデル：高機能自閉症の就労支援」　発達障害研究　第20巻第2号　78-80.　　2007

障害者職業総合センター　　調査研究報告書№.71　軽度発達障害のある若者の学校から職業への移行支援の課題に関する研究　　2006

障害者職業総合センター　　就職支援ガイドブック　……発達障害のあるあなたに……　2008a

障害者職業総合センター　　資料シリーズ№.39　就職困難な若年者の就業支援の課題に関する研究　2008b